

奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、力ナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	石井 未来	公募委員	
2	伊藤 嘉余子	大阪公立大学 現代システム科学域 教授	
3	大方 美香	大阪総合保育大学 大学院教授 学長	
4	岡澤 哲子	帝塚山大学 教育学部 教授	
5	岡田 和大	奈良市PTA連合会 相談役	
6	梶木 典子	神戸女子大学 家政学部 教授 IPA子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部 代表	
7	國原 智恵	奈良市保育会 会長	
8	栗本 恭子	株式会社Women's Future Center 代表取締役	
9	櫻井 一宇	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
10	島 勝紅	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会 理事 リハビリ訪問看護ステーション ルピナス 看護部長	
11	田畠 仙子	公募委員	
12	辻中 佳奈子	辻中法律事務所 弁護士	
13	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	
14	山下 裕美	社会福祉法人大阪水上隣保館 地域子育て支援部門長	

令和4年7月8日 現在

奈良市子ども・子育て会議 庁内名簿

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	鈴木 千恵美	子ども未来部長	
2	野儀 あけみ	子ども未来部理事（兼）子どもセンター所長	
3	上田 泰	子ども未来部次長	
4	東浦 一郎	子ども未来部参事（兼）子どもセンターワーク次長（兼）子ども支援課長	
5	榎原 葉月	子ども未来部参事	
6	保田 優香	子ども政策課長	
7	田村 敏之	保育総務課長	
8	松田 己紀	保育所・幼稚園課長	
9	池田 有希	子ども育成課長	
10	松原 健次	子育て相談課長	
11	阪口 二郎	一時保護課長	
12	藤岡 かおり	母子保健課長	
13	五味原 正浩	教育政策課長	
14	細川 忠美	地域教育課長	
15	牧野 浩	学校教育課長	

令和4年4月1日 現在

奈良市子ども・子育て会議条例

(平成25年3月28日条例第12号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第3号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に子ども条例部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「子ども条例」という。）の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
- (2) 子ども条例第12条に規定する子ども会議の運営に関する事項
- (3) 前2号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に關係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

奈良市子ども・子育て会議 教育・保育部会 設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に教育・保育部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取り消しに関する事項
- (3) 前2号のほか、本市の就学前の教育・保育に関し検討を要する事項

(構成)

第3条 部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に關係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 6 日から施行する。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」
令和3年度進捗状況一覧

奈良市子ども未来部子ども政策課
令和4年7月

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）

令和3年度進捗管理事業一覧

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

■基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障

①子どもの権利保障のための取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
1	奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	子ども政策課	

■基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実

①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

No	事業名	事業概要	担当課	備考
2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。	子ども政策課 保育所・幼稚園課	
3	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。	子ども政策課 保育総務課	
4	幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
6	休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。	保育所・幼稚園課	
7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	保育所・幼稚園課	

②質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
8	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	保育総務課	
9	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	保育総務課	
10	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	保育総務課	
11	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	保育総務課	
12	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、和食を中心旬の食材を取り入れながら、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	保育総務課	
13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	保育所・幼稚園課	
14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	保育所・幼稚園課	

■基本目標3 学齢期の教育・育成施策の充実

①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
16	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。	地域教育課	
17	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。	学校教育課	
18	学校ICTの推進	タブレット端末等のICT機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。	学校教育課	
19	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課	
20	コミュニティ・スクールの運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設け、学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを行うことで、学校運営の一層の改善を図ります。	地域教育課	
21	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。	教育支援・相談課	

②子どもの居場所や体験活動の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
22	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験しながら、健全育成を図ります。	地域教育課	
23	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。	地域教育課	
24	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。	教育支援・相談課	
25	青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。	地域教育課	
26	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。	子ども育成課	
27	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。	スポーツ振興課	
28	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	スポーツ振興課	
29	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	文化振興課 奈良町にぎわい課	
30	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	文化振興課	

③心身の健やかな成長のための取り組みの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
31	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育支援・相談課	
32	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	教育支援・相談課	
33	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。	いじめ防止生徒指導課	
34	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	保健予防課	
35	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓發を行います。	医療政策課	
36	思春期保健対策（性）	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	母子保健課	

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

■基本目標1 子どもと子育て家庭の健康の確保

①妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
37	産後ケア事業	生後4か月末満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。	母子保健課	
38	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。	母子保健課	
39	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。	母子保健課	
40	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。	母子保健課	
41	親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるよう、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。	母子保健課	
42	妊娠婦・新生児・未熟児訪問（保健指導事業）	妊娠婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。 また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。	母子保健課	
43	乳児家庭全戸訪問事業（ここにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月末満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	子育て相談課	
44	4か月児健康診査（乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病的早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	母子保健課	
45	10か月児健康診査（乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病的早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
46	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
47	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	

48	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。	母子保健課	
49	乳幼児予防接種事業	<p>子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・B C G (生後3～12か月未満) ・4種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・二種混合(小学校6年生) ・不活化ポリオ (生後3か月～7歳6か月未満) ・M R (麻しん・風しん) <ul style="list-style-type: none"> 第1期(1歳～2歳未満) 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) 第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトパピローマウイルス感染症 (小学6年生～高校1年生相当の女子) ・B型肝炎(生後2か月～1歳未満) ・ロタウイルス感染症(ロタリックス：出生6週0日後から出生24週0日後まで ロタテック：出生6週0日後から出生32週0日後まで) 	健康増進課	

②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
50	妊娠婦・乳幼児健康相談事業	子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。	母子保健課	
51	発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を援助します。	母子保健課	
52	妊娠婦の喫煙・飲酒対策事業	妊娠婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。	母子保健課	

③小児医療体制等の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
53	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	医療政策課	
54	妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊娠・出産の安全確保を図ります。	医療政策課	

■基本目標2 地域の子育て支援の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
55	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	
56	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	
57	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集える場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。	子ども育成課	
58	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	保育総務課	
59	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集まる「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座（保護者対象） ③体験教室・講座（親子対象） ④体験教室・講座（児童対象） ⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）	地域教育課（奈良市生涯学習財団）	

②多様な子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
60	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けすることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	保育所・幼稚園課 子ども育成課	
61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	子ども育成課	
62	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。	保育所・幼稚園課	
63	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業） 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。（トワイライト事業）	子育て相談課	

■基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

①子育てに関する相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
64	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課	
65	子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。	子ども政策課	
66	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。	子育て相談課 子ども支援課	
67	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。	保育総務課	
68	家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。	地域教育課	

②子育て家庭への経済的な支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
69	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	子ども育成課	
70	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	
71	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	
72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。	保育所・幼稚園課	令和3年度より追加

■基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

①ひとり親家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
73	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	子ども育成課	
74	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	子ども育成課	
75	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども育成課	
76	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	子ども育成課	

77	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	子ども育成課	
78	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	子ども育成課	
79	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	

②障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
80	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	障がい福祉課	
81	障害児通所支援	障害児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課	
82	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	障がい福祉課	
83	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害者児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	障がい福祉課	
84	みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所（総合福祉センター内）において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	障がい福祉課	
85	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	
86	移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限ります。 ※病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	
87	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障害児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	障がい福祉課	
88	相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。	障がい福祉課	
89	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	障がい福祉課	
90	子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	子育て相談課	
91	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるよう、専門職等と連携し支援します。	保健予防課	

③児童虐待防止などの取り組みの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
92	子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目がない継続した支援に努めます。	子ども支援課	
93	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。	子ども支援課	
94	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。 平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。	子ども育成課 子育て相談課	
95	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。	母子保健課	
96	奈良市児童相談所（（仮称）奈良市子どもセンター）設置	様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。また、施設については、児童相談所、一時保護所、子ども発達センター、地域子育て支援センターの複合施設（仮称）奈良市子どもセンターを整備します。	子育て相談課 子ども支援課	
97	つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。	子育て相談課	令和2年度より追加

④子どもの貧困対策の推進

98	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していくよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。	子ども育成課	
99	若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置する予定であり、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めてまいります。	福祉政策課	
100	生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハーローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。	福祉政策課	

101	奈良市フードバンク事業	新型コロナウイルス感染拡大に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードバンク形式で提供します。	子ども育成課	令和2年度より追加
-----	-------------	---	--------	-----------

■基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

■基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

①地域における子育て支援活動の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
102	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。	子ども育成課	
103	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。	子ども育成課	
104	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。	子ども育成課	

②地域における子どもの見守り活動の推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
105	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。	危機管理課	
106	青色防犯パトロール	市内一円を青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。	危機管理課	
107	防犯カメラ設置事業	交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。	危機管理課	
108	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全を取り組む大人の防犯意識を高めます。	いじめ防止生徒指導課	
109	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。	いじめ防止生徒指導課	
110	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るために、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。	いじめ防止生徒指導課	

■基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

No	事業名	事業概要	担当課	備考
111	イクメン手帳の配付	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HAND BOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配付します。	男女共同参画室	
112	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。	産業政策課	

■基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して生活できる環境づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
113	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。	道路建設課	
114	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	公園緑地課	
115	公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。	公園緑地課	
116	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	
117	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）令和3年度実績 シートの見方について

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり																
基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか					
(1) 子どもにとって大切な権利の保障																
①子どもの権利保障のための取り組みの推進	1	奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	奈良市の子ども会議参加者の意見表明に対する満足度（%）	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、毎年参加人数や取り組むテーマが異なるため、事業全体を通じた子どもたちの満足度が最も事業評価に適当であると思われるため。	89.4	(目標) (実績)	99 100	(予算) (決算)	905 521	B	令和3年度子ども会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインで開催した。会議テーマを「みんなどうしてる?withコロナの過ごし方」とし、子どもたち自身がコロナをきっかけに始めたことなどを共有して、コロナ禍における過ごし方について話し合いを行った。また、オンライン開催の特性を活かし、青森県とのオンライン交流会もあわせて実施した。 オンラインでの開催は二度目であったため、アンケートの「話しやすかったですか?」という問に対し、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合は100%だった。 令和4年度子ども会議は、「あそび場」をテーマに子どもたちに話し合ってもらい、秋ごろ実施予定の移動あそび場イベントで提案を実現してもらう予定である。	A A	継続	809	子ども政策課

【基本方針】 「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」の3つの基本方針を定めています。

【基本目標】 基本方針に基づく10の基本目標を定めています。

【施策の方向性】 基本目標に基づく21の施策の方向性を定めています。

【No】 各進捗管理事業（1～117）の番号を記載しています。

【事業名】 各進捗管理事業の事業名を記載しています。

【事業概要】 各進捗管理事業の事業概要を記載しています。

【指標】 事業指標を記載しています。指標を定めることが適切でない等の場合は「-」としています。

【指標の設定理由】 事業指標の設定理由を記載しています。

【直近の状況】 令和2年度実績を記載しています。

【令和3年度の取組状況】

(1)目標・実績値： 令和3年度の事業指標に基づく実績を記載しています。指標を定めることが適切でない等の場合は「-」としています。

(2)予算・決算額： 令和3年度の事業予算額及び決算額を記載しています。

(3)進捗状況に対する担当課評価： 令和3年度の事業進捗状況に対する担当課の評価を5段階で記載しています。

A : 計画以上に進んでいる

B : 計画どおりに進んでいる

C : 計画より若干遅れている

D : 計画より大幅に遅れている

E : 廃止又は中止

(4)取り組み内容・課題等： 令和3年度に実施した各事業の取り組み内容や課題を記載しています。

【奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価】

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」第11条第2項の規定に対する各事業の取り組み状況について、3段階で担当課の自己評価を記載しています。

A : できた

B : 少しできた

C : できなかった

- : 該当なし

【今後の方針】 令和4年度の事業の方向性を「継続」「拡大」「縮小」「廃止」「完了」のいずれかで記載しています。「拡大」「縮小」「廃止」の場合は、その理由を加えて記載しています。

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に對する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 對する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に對 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け よう努めま したか			
(1) 子どもにとって大切な権利の保障															
①子どもの権利保障 のための取り組みの 推進	1	奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	奈良市の子ども会議 参加者の意見表明に対する満足度(%)	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要なため。また、例年参加人数や取り組むテーマが異なるため、事業全体を通じた子どもたちの満足度が最も事業評価に適当であると思われるため。	89.4	(目標) 99 905	(実績) 100 521	A	令和3年度子ども会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインで開催した。会議テーマを「みんなどうしてる?withコロナの過ごし方」とし、子どもたち自身がコロナをきっかけに始めたことなどを共有して、コロナ禍における過ごし方にについて話し合を行った。また、オンライン開催の特性を活かし、青森市とのオンライン交流会もあわせて実施した。オンラインでの開催は二度目であり、接続トラブル等も少なかったため、アンケートの「話しやすかったですか?」という問に対し「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合は100%だった。 令和4年度子ども会議は、「笑顔があふれるあそび場をつくろう!」をテーマに子どもたちに話し合ってもらい、秋ごろ実施予定の移動あそび場イベントで提案を実現してもらおう予定である。	A A	A A	継続	809	子ども政策課
(2) 乳幼児期の教育・保育の充実															
①乳幼児期の教育・ 保育の提供体制の確 保	2	教育・保育施設及び地 域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保 育ニーズに対応するため、既存 の教育・保育資源を活用するよ うに、民間活力による教育・ 保育施設及び地域型保育事業等 の整備を行います。	3号認定の利用定員 数(人)	子育てと仕事の両立が難しいこ との要因の一つが、保育所等の 入所が全てにおいてできていな いことであり、現在待機児童の 解消に向けて必要な地域及び年 齢児に応じた提供体制を整える にあたり、特に待機児童数の大 部分を占める0~2歳児で構成さ れる3号認定児童の利用定員数の 確保に努めているため。	3,178	(目標) 3,226 351,944	(実績) 3,248 337,877	B	待機児童解消に向けた取組として、西大寺駅周辺に新しくmemorytree奈良保育園を開園した。 更に奈良育英幼稚園・富雄藍咲学園及びいさかわ幼稚園の認定こども園移行に伴う定員拡充の取り組みを進めた。 引き続き待機児童の解消をめざし、既存施設の活用及び新設等のハード面の整備に合わせ、保育施設の充足率の状況や奈良市全体の保育需要と供給のバランスを考慮して検討を進める。	B B	— 継続	191,234	子ども政策課 保育所・幼稚園 課	
3	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。	市立こども園の設置 数及び市立幼保施設の統合・ 再編などによる認定こども園への 移行件数の累計	奈良市幼保再編基本計画・実施 計画に基づく市立幼保施設の統 合再編などによる認定こども園へ の移行や、民間活力を活用した 市立幼保施設の民間移管によ る公私連携型施設への移行に向 けた取組を行っているため。	20	(目標) 21 401,595	(実績) 21 387,697	B	春日保育園・大宮保育園において民間移管に伴う公私連携施設の移行に向け引継ぎ保育を実施した。 また、大宮幼稚園・明治幼稚園・大安寺西幼稚園の移管先法人を公募により決定した。 さらに4園の市立幼保施設の再編方針を公表し、再編に向けた取り組みを進めた。 今後も、奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、市立幼保施設の民間移管を中心に待機児童の解消や市立幼保施設の過小規格化といった課題を解消し、保護者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるような教育・保育体制の整備を目指す。	B B	— 継続	19,280	子ども政策課 保育総務課		
4	幼稚園等の一時預かり 事業	幼稚園や認定こども園の通常の 教養時間外に、希望する園児を 対象に一時預かり事業を実施し、 保護者の子育てを支援します。	年間延べ利用者(人/ 日)	子ども・子育て支援法第61条に おいて、本事業については当該 指標の設定が求められているた め。	96,725	(目標) 124,378 169,398	(実績) 107,093 105,208	B	令和3年度は、市立園においては、新たに湊美幼稚園・佐保幼稚園・鳥見幼稚園及び伏見南幼稚園で一時預かり事業を開始した。市立認定こども園全17園、市立幼稚園全15園で一時預かり事業を実施し、保護者の多様化するニーズに対応し就労支援や育児の負担軽減に繋がるよう努めた。全幼稚園で一時預かりを実施したことを受け、市全体の一時預かり利用の増加が認められた。担当者連絡会を開催し情報交換等の機会をもち更に保育の充実に努めたい。 私立認定こども園においては9園、私立幼稚園(新制度)1園で事業を実施し、多様な保育ニーズに対応した。また、市単独で補助制度を設けている2歳児受入推進事業については私立幼稚園2園で実施し、保護者の多様な就労形態に応応することで、私立幼稚園への就園促進を図った。	B B	— 継続	179,311	保育総務課 保育所・幼稚園 課		
5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に 伴う延長保育の需要に対応する ため、保育所や認定こども園等 において認定された利用時間を 超えた保育を実施し、就労世帯 等の支援を図ります。	年間利用人数(人)	子ども・子育て支援法第61条に おいて、本事業については当該 指標の設定が求められているた め。	2,031	(目標) 2,564 138,791	(実績) 2,163 83,790	B	保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者にとって子育てと仕事が両立でき、保育所等を利用しやすい環境を整備するため、市立保育所2園、こども園2園で利用時間を超過した延長保育を実施したほか、私立保育所22園、私立認定こども園14園及び規模保育事業所7園においても同事業を実施した。延長保育における、子どもの心身ともに健やかな成長と保護者への支援の充実のため、望ましい保育の在り方を目指し延長保育事業の充実に努める。	B B	— 継続	142,156	保育総務課 保育所・幼稚園 課		
6	休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日 などに就労するため、保育を必 要とする保護者の子どもを預か り保育します。	休日保育延べ利用者 数(人)	休日保育を必要とする保護者の 保育ニーズへの対応を評価する 指標として、休日保育の利用者 数が適当であるため。	226	(目標) 510 7,924	(実績) 376 6,071	B	就労する保護者にとって保育所が利用しやすい環境を整えるため、休日保育事業を実施する市内私立保育所等2園に、保育所運営委託費等を支払った。保育所の入所受付時に、休日保育の必要性を含めた保護者の家庭状況、就労状況などについて、保育コンシェルジュがきめ細やかに聞き取りを行い、必要とする保護者に対して休日保育の情報を提供する。	B B	— 継続	595	保育所・幼稚園 課		

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか			
⑦夜間保育事業	7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	夜間保育所延べ入所者数（人）	夜間保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、夜間保育事業を実施する施設の入所者数が適当であるため。	498	(目標) 480 (予算)	8,706	B	就労する保護者にとって保育所が利用しやすい環境を整えるため、夜間保育事業を実施する市内私立保育所1園に、保育所運営委託費を支払った。保育所の入所受付時に、夜間保育の必要性を含めた保護者の家庭状況、就労状況などについて、保育コンシェルジュがきめ細やかに聞き取りを行い、必要とする保護者に対して夜間保育の情報を提供する。	B	—	継続	10,311	保育所・幼稚園課
							(実績) 540 (決算)	9,362							
(2)質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実	8	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	—	職員の資質の向上のために研修を実施しているが、研修での学びを数値化することは難しいので指標の設定は行わない。	—	(目標) — (予算)	755	B	研修開催の目的より内容を検討し、各専門分野の学識経験者や指導者を講師として、保育実践や保育内容、また経験年数に応じて必要な実践力や専門的知識を身に付けられるよう研修を実施した。また文部科学省の事業にて指導的役割の人材育成を目的として研修を行い、公私立共に乳幼児教育の質の向上に向けて研究を継続した。対面研修については新型コロナウイルス感染症拡大により、延期や人数制限を行う必要はあったが、オンラインの活用を積極的にを行い、多数の職員が受講し、学ぶ機会の保障と資質向上につながった。今後も教育・保育のニーズに合わせた研修内容の検討と研修に合わせた開催方法を検討し、資質向上を図っていく。	B	—	継続	754	保育総務課
							(実績) — (決算)	605							
9	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	—	校区等によって交流や研修等の連携の持方や回数等が異なり、統一的な指標を設定するのが難しいため、指標の設定は行わない。	—	—	(目標) — (予算)	—	B	平成30年度に改訂した奈良市立こども園カリキュラムをもとに遊びを通しての子どもの経験や学びを見取り、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見出して小学校への接続につなげている。 新型コロナウイルス感染症拡大により、地域や各校区で行われていた園職員と小学校職員の交流や情報交換会について縮小となつたが、感染対策を講じながら交流体験をすることで、子ども自身が、就学への期待を高め、就学後の学びに備える機会となり、職員は子どもの発達を意識しながら、成長に応じた指導につながっている。今後も校舎の様々な校種と連携をとり、滑らかな接続のために連携の必要性を認識し、奈良市全体で意識向上を図っていく。	B	—	継続	—	保育総務課
							(実績) — (決算)	—							
10	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対し必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	—	支援体制の充実を数値化することは困難であるため、指標の設定は行わない。	—	—	(目標) — (予算)	145,678	B	奈良市子ども発達センターと協議し、園生活において支援が必要な園児に対して各園に特別支援教育支援員の配置を行った。 また、特別支援教育の専門的知識を深めると共に実践力を高めるため、特別支援教育支援員や保育者を対象として、特別支援者研修や公開講座を実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、リモート開催実施により、各園での受講が可能となり、特別支援教育支援員だけでなく、より多くの保育者が受講し専門的知識を深めることに繋がった。 支援が必要な子どもへの理解を深め、多様なニーズに応じた支援を行うため、研修内容の充実と共に支援員の参加体制を見直し、コロナ禍においても参加可能な研修方法を検討する。また、関係機関との連携についても充実を図り、連続した育ちを保障していく。	B	—	継続	155,969	保育総務課
							(実績) — (決算)	131,484							
11	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育により等を通じた保護者への啓発を行うことで、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	—	子どもたちの心身の健全育成を図ることが目的であり、各園において年齢に応じた取り組みを実施することとなる。画一的かつ定量的に事業の進捗を図ることが困難であるため指標の設定を行わない。	—	—	(目標) — (予算)	—	B	奈良市立園「食育カリキュラム」に基づき、各園で各年齢に応じた食育目標・食育計画を作成し、保育の場や給食を通じて食育を取り組んだ。 また、家庭で取り入れやすい内容を題材にした「食育だより」を定期的に発行しており、令和3年度は「子どもが楽しく食べるためのかかわり方」「食品ロス」「風邪に負けない体づくりと栄養」「食生活チェックと給食人気メニューレシピ」をテーマに、家庭においても食育が推進できるよう情報提供を行った。	A	—	継続	—	保育総務課
							(実績) — (決算)	—							
12	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、和食を中心とした食材を取り入れながら、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーへの配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	—	安全・安心でおいしい給食の提供にあたっては、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーへの配慮など様々な側面があり、一つの指標をもって達成できたかどうかを評価することが困難であるため、指標の設定を行わない。	—	—	(目標) — (予算)	—	B	乳幼児期に望ましい栄養や食事内容を考慮し、和食を中心とし、行事食・郷土料理・旬の食材を取り入れた献立を作成を行い、食品衛生管理を徹底して安全・安心な給食の提供に努めた。 また、給食調理員を対象とした外部機関による食品衛生責任者養成講習会を実施し、給食調理現場における食品衛生管理知識の向上を図った。	A	—	継続	—	保育総務課
							(実績) — (決算)	—							
13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	入所児童数（人）	保育士の処遇改善及び保育内容の充実のため、継続的な事業の実施が重要であり、入所児童数が適当であると考えられるため。	6,330	(目標) 6,371 (予算)	678,042	B	令和3年度より保護者及び民間保育所等の負担軽減等を目的として、使用済紙おむつ処理事業を実施した。使用済紙おむつ処理に要する経費の一部を補助することにより、使用済紙おむつ処理の継続又は導入促進を図り、子育て支援を推進する。また、保育士の処遇改善及び保育内容の充実を図った。引き続き保護者の多様なニーズに対応し、子育て世帯を支援するために補助を行っていく。	B	—	継続	703,326	保育所・幼稚園課	
							(実績) 6,434 (決算)	466,239							

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか				
14	保育所等のサービス評 価の実施	保育所等に第三者評価及び保護 者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保 育内容や保育の質を保護者や子 どもの視点から見直し改善しま す。	第三者評価又は関係 者評価を実施する施 設数(園)	第三者評価や保護者アンケート 等の関係者評価を実施すること で、教育・保育の質の充実につ ながるため。	42	(目標)	41	(予算)	7,872	B	(公立) 奈良市立園全園で保護者アンケートを実施し、園 関係者評価として評価を取りまとめ各園のホームページ に掲載し情報の公開を行った。また、幼稚園・こども 園においては、学校評議員における園運営全般の評価を 実施した。加えて、園長による自己評価及び園評価を実 施し、各園の課題を明確にし、次年度に向けて職員の質 質の向上や園運営、保育の向上を図っていきたい。 (私立) 令和3年度も私立保育所等の第三者評価受審及 び施設関係者評価に対する予算を保育所等運営委託費等 として計上している。令和3年度において、私立保育所 等の第三者評価を実施した園は無かったが、私立認定こ ども園5園で施設関係者評価を実施した。私立保育所等 の第三者評価受審は努力義務であるが、受審することで 望ましいので、受審の働きかけ方にについて検討を進め る。また、施設関係者評価についても実施園の増加のた め、受審の働きかけを進めていく。	B	—	継続	12,624	保育総務課 保育所・幼稚園 課
						(実績)	43	(決算)	999							
15	私立幼稚園運営費補助 金	運営費補助金の交付により、私 立幼稚園の教育条件の維持向上 を図り、幼稚園の経営の健全性 を高めることで私立幼稚園の健 全な発展を図ります。	1園あたりの在園児 童数(人)	本補助金の対象(私立学校法に 規定する学校法人が、学校教育 法の規定による認可を受けて、 本市に設置する幼稚園(子ど も・子育て支援法(平成24年 法律第65号)第27条第1項 に規定する確認を受けたものを 除く。))から子ども・子育て 支援制度へ移行する幼稚園のこ とも踏まえ、全体の在園児童数 ではなく、1園あたりの在園児童 数で正確な推移を確認するこ とができるため。	118 (13園)	(目標)	120	(予算)	20,561	B	市内私立幼稚園12園に対し、運 営費補助金を交付した。人件費及 び管理運営に関する費用を補助す ることにより、各園の教育条件の維 持向上を図ることとともに、幼稚園 経営の健全性を高め、私立幼稚園の健全な発展を図 た。継続して実施することにより、奈良市の幼稚園教育 の更なる充実及び振興発展を目指す。	B	—	継続	19,662	保育所・幼稚園 課
						(実績)	120 (12園)	(決算)	20,544							

(3) 学齢期の教育・育成施策の充実

①豊かな人間性と生 きる力を育む学校教 育の充実	16	地域で決める学校予算 事業	中学校区を単位として、地域と 学校が連携・協働し、地域全体 で子どもを育てる体制をつくり ます。	地域学校協働活動に 協力するボランティ アの活動人数(人)	地域と学校が連携・協働した事 業を推進し、地域全体で子ども を守り育てる仕組みづくりや地 域の教育力の再生・地域コミュ ニティの活性化を目指すには、 多くの地域ボランティアの参画 が必要であるため。	51,405	(目標)	113,300	(予算)	65,629	C	令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のた め、学校施設の利用について中止をお願いしたことあり 、活動内容を変更したり、活動自体を自粛したりした 校数が多かったため、活動人数が若干減少した。 令和4年度は、引き続き感染拡大防止の対策を図りながら、 地域での子どもの学びが止まらないよう、地域ボラ ンティアの参画をお願いする。	A	A	継続	65,592	地域教育課
	17	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環 境などを通じて、地域に対する 語りを育て、奈良で学んだこと を語らしげに語れる子どもを育 成します。	主体的な学びを実現 できる子どもの割合 (%)	「授業で学んだことを、ほかの 学習にいかしていますか。」と のアンケートに当ではまると言 えた生徒・児童の割合を増やす ことで、世界遺産等の文化遺産 や自然環境などを通じても、地 域に対する語りを育て、奈良で 学んだことを語らしげに語れる 子どもの育成を目指す。	実績なし ※コロナウ イルス感染症拡 大により事業 を中止	(目標)	84	(予算)	7,364		B	令和3年度は屋久島で開催された世界遺産学習全国サ ミットに参加し、世界遺産学習連絡協議会との連携を含 め、世界遺産学習の更なる充実を図ることができた。コ ロナ禍において現地学習や地域の万能なつながりが制 限されたことで、具体的な取組の方法に工夫等が求められ る。その方策として、世界遺産学習全国サミットを本市 で開催し、世界遺産学習連絡協議会との連携を生かし、 世界遺産学習の更なる充実を図る。具体的には、ICT を活用した新たな世界遺産学習の実践を構築していくこと も、研修を通して世界遺産学習のモデルプランを学 校へ積極的に情報提供することで、更なる学習の推進を 図りたい。	B	B	継続	8,079
	18	学校ICTの推進	タブレット端末等のICT機器 を小学校・中学校に整備し、そ の活用を通して基礎学力の定着 や学習意欲、コミュニケーション 能力や課題解決力の向上を図 ります。	「教員のICT活用指 導力」の4観点につ いて「わりにでき る」若しくは「やわ らかできる」と回答した 教員の割合(%)	毎年、文部科学省が行う「教員 のICT活用指導力」アンケート で、「A教材研究・指導の準備・ 評価などにICTを活用する能力」 「B授業中にICTを活用して指導 する能力」、「児童のICT活用を 指導する能力」、「D情報モラルな どを指導する能力」の4観点を集 計、回答の割合に応じて、今後 の研修等の参考とする。	90.8	(目標)	83.0	(予算)	569,039	B	令和3年度は市内全校で端末を活用した教育活動を実 践した。デジタルドリルや授業支援ソフトを活用し、各校 での「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を 図った。今後、教員の全般的なスキルアップの底上げを 図っていきたい。	B	B	継続	547,863	学校教育課
	19	地域に開かれた魅力あ る学校・教育の推進 (学校の自己評価)	各学校がその教育活動や学校運 営の状況について自己評価を行 い、成果や課題を明らかにして 改善を進めるとともに、それを 保護者や地域社会に公開するこ とで、開かれた学校づくりを進 めます。	—	学校の自己評価について学校 学校教育法及び学校教育法施行 規則により、実施・公表及び設 置者である市教育委員会への報 告が義務化されており、全ての 学校で実施されていることか ら、指標の設定は適しないと考 える。	—	(目標)	—	(予算)	—		B	平成23年度以降順次設置を進めてきた学校運営協議会 は、令和元年度末に全ての市立小中学校に、令和3年度 に一条高等学校に設置することができた。平成29年の 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴 い、令和元年度中に学校評議員制度から学校運営協議会 制度へと移行させ、市立小・中・高等学校の学校評議員 制度は全て移行した。 令和4年度は、現場の状況把握に努めるとともに、制 度の理解を深めるための研修を実施する。	B	B	継続	—

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか				
②子どもの居場所や 体験活動の充実	20	コミュニティ・スクー ルの運用	保護者や地域住民などから構成 される学校運営協議会を設け、 学校運営の基本方針の承認や、 教育活動などについて意見を述べるとい う取り組みを行うことで、学校運営の一層の改善を図ります。	一	協議内容が学校内で共有されて いるか、協議結果に基づく方策の検討を行 う体制が学校にあるかどうかといったことが指標と して考えられるが、現在、教員の働き方改革が推進されている中で、このことを問う新たなアンケート調査を実施することが難しい。	一	(目標) (実績)	— —	(予算) (決算)	1,700 1,181	令和2年度から全市一斉展開となった学校運営協議会では、学校と保護者や地域住民が学校運営のビジョンを共有し、必要な支援について当事者として共に協議していくといった、また、関係者の理解を深めるための研修を実施した。 令和4年度は、学校運営協議会と地域教育協議会の一体的な推進を図るために、それぞれの役割を、学校と地域が共に理解した上で、保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続発展可能な仕組みの構築をめざし、制度理解を深めるための機会を積極的に創出するとともに、この制度を広く市民に知りたいだけによる発信に努める。	— —	— —	継続	1,730	地域教育課
	21	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とし て研修と教員一人一人の指導力に 応じた研修を実施し、教員の 意識改革と指導力向上を目指します。		奈良市教職員研修講座において 満足度(%)	奈良市教職員研修講座において 満足度を4件法で評価してお り、これを指標とする。	93.2	(目標) (実績)	94.4 97.9	(予算) (決算)	21,481 19,734	A 若手教員対象の「教員個別訪問研修」では、対象を初任講師にも拡大し、延べ2,33回実施し、個別の課題やニーズを合わせた具体的かつ確かなアドバイスを行ったことと、学級経営や授業に対する改善意欲の向上を図ることができました。 また、教育センターにおいて、キャリアステージや職階に応じた集合型・オンラインの研修講座を56講座実施し、満足度は97.9%でした。	— —	— —	継続	2,582
③児童青少年の 健全育成	22	放課後児童健全育成事 業	保護者が就労などで専門家庭に いない世帯の小学生を預かり、 放課後児童健全育成事業施設内 において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	入所児童数(人)	子ども・子育て支援法第61条に おいて、本事業については当該 指標の設定が求められているた め。	1,996	(目標) (実績)	3,980 3,574	(予算) (決算)	1,013,431 937,960	B 令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底してを行い、継続してパンピーホームの運営を行った。その結果、令和2年度と比較し、入所児童数は3,574名となった。 例年実施している支援員研修も新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となつたが、ホーム内研修や参加人数を制限するなど工夫し、年間で16回実施した。 また、例年に引き続き延長保育や夏休み等昼食提供事業を実施し、保護者の負担軽減を図った。 施設整備については国や県の補助金を受け、合計6箇所(令和2年度からの継続:都跡・辰市・月ヶ瀬、令和3年度:六条・あやめ池・伏見南)のパンピーホームの施設整備を行った。 令和4年度も引き続き感染症対策を行い、コロナ禍においてもパンピーホームを運営していく。 また、支援員確保を強化しつつ、共働き家庭の増加に伴いパンピーホームの利用児童数は増加していることから、児童が快適に過ごすことができるよう、施設整備を進めます。	A A	継続	413,166	地域教育課	
	23	放課後子ども教室推進 事業	放課後に小学校等を活用し て、子どもたちの安全・安心な 活動拠点(居場所)を設け、地域 の方々の参画を得てスポーツ等 交流活動を実施することによ り、子どもたちが地域社会の中 で豊かに健やかに育まれる環 境づくりを行います。		地域学校協働活動に 協力するボランティアの活動人数(人)	地域学校協働活動に 協力するボランティアの活動人数(人)	51,405	(目標) (実績)	113,300 56,418	(予算) (決算)	19,712 12,489	C 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校施設の利用について中止をお願いしたこともあり、活動内容を変更したり、活動自体を自粛したりした校区が多かったため、活動人数が若干減少した。 令和4年度は、引き続き感染拡大防止の対策を図りながら、地域での子どもの学びが止まらないよう、地域ボランティアの参画をお願いする。	A A	継続	19,691	地域教育課
24	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフ ロアの設備を活用した体験教室 等を開催することで、子どもたち の豊かな学びを保障し、創造性 や探究心を育てます。	年間来館者数(人)	センター学習の市内学校園及び 市民への提供状況を直接的に示 す数値として、年間来館者を目 標指標に設定する。	5,234	(目標) (実績)	15,990 6,561	(予算) (決算)	15,950 14,999	B 平日の学校園向け講座については、教育センター内で実施する館内講座と外出講座を並行して実施した結果、のべ22校1,100人の利用があった。休日は親子向け体験講座を中心に、5,461人の利用があったが、新型コロナの影響で中止せざるを得ない場合があった。	A A	継続	1,537	教育支援・相談 課		
25	青少年野外体験施設の 運営管理	自然環境の中での野外活動やレ クリエーション活動を通じて、 青少年の心身の健全な育成を図 ります。	市営青少年野外体験 施設の利用者数(人)	魅力的な事業展開や広報活動の 拡充により、黒髪山キャンプ フィールド及び青少年野外活動 センターの利用者数の増加を目 指す。		(目標) (実績)	10,950 5,217	(予算) (決算)	27,725 28,319	B 黒髪山キャンプフィールドと青少年野外活動センターにおいて、キャンプ活動やレクリエーション活動等の学習の機会を提供した。新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、青少年野外活動センターでは施設の周囲の自然環境を生かした魅力的な事業展開に努めた。黒髪山キャンプフィールドでは、申請方法をメールとFAXでも対応可能へと改善することによって利用者増加へと繋げた。新規利用者の獲得と利用者の満足度を高めるため、ニーズの高い事業や地域にある自然などを生かした幅広い魅力的な事業を実施するとともに、更なる広報活動の拡充を行い、青少年の健全育成のための教育・体験活動の場として利用促進に努める。	A A	継続	30,132	地域教育課		
26	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民と の協働による子育て支援の拠点 としての事業を行い、より開か れた児童館をめざします。ま た、安全面を第一に、施設の老 朽化具合などにより優先順位を つけて、計画的に整備を進めます。	児童館(4館)の利用 者数(人)	地域の中での子どもの居場所、 遊びの拠点として機能している か、また、子育て支援の拠点と して乳幼児とその保護者に対して 遊びや交流の場を提供するとい う目的をどの程度果たしてい るかを確認するため、児童館 (4館)の利用者数を指標とす る。	19,075	(目標) (実績)	27,600 17,794	(予算) (決算)	121,022 120,507	B 児童館での各種活動や、地域子育て支援拠点事業を通じて、「子どもの居場所づくり」や「児童の健全育成」を促進することができた。 指定管理者制度の導入により、法人のノウハウを活かし、更なる児童館事業の充実につなげ、より効果的・効率的な運営を図る。 また、利用者が減少傾向にあることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、継続的な利用を促すよう取り組む必要がある。	A A	継続	12,909	子ども育成課		

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか				
	27	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を広げ、「見て、触れて、体験して」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。（※令和2年より「体育の日」が「スポーツの日」に改められました。）	参加人数（人）	多種目のスポーツを「見て・触れて・体験して」感じることができる「スポーツ体験フェスティバル」は、幼・少年から高齢者まで幅広く誰もが参加できる事業であり、参加者数は市民のスポーツ活動への関心を測る指標と考えられるため。	367	(目標) (実績)	3,000 (予算) 477 (決算)	1,500 1,400	B	令和3年度の「スポーツ体験フェスティバル」は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により参加人数を定め、予約制により行った。また、体験時間も限定し感染対策を講じた上で実施した。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況にもよるが、本来の目的である子どもから高齢者まで誰でも参加可能なイベントとし、多くの市民の参加を募り、魅力的な内容とすることでスポーツ活動への関心を高め生涯スポーツの推進を図る。	A A	A A	継続	1,500	スポーツ振興課
	28	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	スポーツ少年団加入率（%）	青少年の心身の健全な発達と、子どもたちの体力向上を図ることを目的としている事業であるが、少子化等により子どもたちの絶対数は減少しているため、スポーツ少年団加入対象のうち重心となる総児童数（小学生）に対する加入率を指標とする。	7.1	(目標) (実績)	8.0 (予算) 7.0 (決算)	1,000 158	B	スポーツ少年団は、令和3年度63団体、1,136名が登録し、新型コロナウイルスの感染状況に応じスポーツ少年大会等を実施したが、野外活動・キャンプ体験は実施出来なかった。令和4年度は、スポーツやレクリエーション活動を通じて青少年の心身の健全な発達と体力向上に資するよう、感染対策を行い事業を実施したい。また、少子化等によりスポーツ少年団の登録団数・団員数が減少しているため、子どもたちが積極的に参加し魅力ある事業を展開することで登録団数・団員数の増加に繋げ、スポーツ少年団加入率の増加に努める。	A A	A A	継続	1,000	スポーツ振興課
	29	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しみ機会を設けます。	事業の実施件数及び 参加人数（件）(人)	継続的な文化振興のためには、次世代の文化教育が重要である。文化を取り巻く環境は日々変化しており、単一の指標ではなく、事業実施件数と参加人数を設定することで、それそれがもたらす影響や相互関係など複数の視点で分析が可能であるため。	9件 6,036人	(目標) (実績)	30件 28,208人 (予算) 18件 23,633人 (決算)	11,680 4,008	B	新型コロナウイルスの影響により、多くの事業が中止または縮小を余儀なくされた。 その中でも可能な限り、各文化施設の特色を活かし、合計23,633人の子どもたちに文化に触れる機会を提供することができた。 今後は、感染症対策を講じた文化事業の提供が必要となってくる。事業実施による感染拡大につながらないよう、細心の注意を払い事業を実施していく。	A A	A A	継続	8,814	文化振興課 奈良町にきわい課
	30	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しみ機会を充実させます。	事業の実施件数及び 参加人数（件）(人)	近年多種多様なニーズが生まれる中、文化教育においては、より能動的な取り組みが求められる。文化を取り巻く環境は日々変化しているため、単一の指標ではなく、事業実施件数と参加人数を設定することで、それそれがもたらす影響や相互関係など複数の視点で分析が可能であるため。	1件 474人	(目標) (実績)	7件 2,890人 (予算) 4件 975人 (決算)	3,199 45	B	新型コロナウイルスの影響により、多くの事業が中止となった。 その中でも、合計975人の子どもたちに、文化に触れる機会を提供できた。 課題としては、感染症対策を講じた事業や、配信事業に取り組むことができず、多くの事業が中止となってしまったことが挙げられる。今後は「新しい生活様式」に即した文化事業の提供が必要となってくる。	A A	A A	継続	2,602	文化振興課
③心身の健やかな成長のための取り組みの充実	31	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育センターにおける来所教育相談の件数（回）	教育に関するいろいろな相談に対応し、来所教育相談回数が増えることにより、教育相談事業が周知され、ひいては市民への生活環境の改善・向上に繋がることから、不登校児童生徒のための相談や支援、また、特別な支援を必要とする児童生徒のための相談やことばの指導、発達検査など来所による教育相談延べ回数を指標とする。	2,856	(目標) (実績)	3,150 (予算) 3,287 (決算)	29,892 29,723	B	令和3年度は、摸食障害や虐待等、重篤なケースの対応があったが、カウンセリングや相談を通して対象児童生徒・家庭につながりを作り、継続対応を行うことができた。また、対象児童生徒の状態像に合った対応として、医療機関等の関係機関を紹介し、適切な支援につなげることができた。各ケースの対応については、学校との情報共有を行って連携を進めることができた。 重篤な内容の相談ケースの増加により、1回の相談対応では終結することができず、継続対応が必要なケースが増えており、相談担当の負担が大きくなっている。人的整備を含め、相談体制の整備が必要である。	A A	A —	継続	29,716	教育支援・相談課
	32	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	通級指導教室における相談件数（件）	国は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の指導について、一人一人のニーズや課題に即した個別的な教育過程による指導及び適切な支援の場としての「通級指導教室」を導入し、平成29年度から10年間で、通級指導担当教員の基礎定数化を推進する方向性を示している。本市においても、特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目ない支援を行うために本指導とする。	315	(目標) (実績)	350 (予算) 386 (決算)	9,771 9,270	B	通級指導教室は、令和3年度に3校新規開設と着実に開設が進んでいる。3校の新規開設校を含め、小中学校14校に16教室の通級指導教室を開設している。 今後の通級指導教室の増設を見据え、専門性の高い指導者を育成するため、インクルーシブ教育システム推進講座をリモートで開催し、広く参加を得ることができた。 しかし、国が提唱している「令和8年度末までに通級指導教室を小中学校に全校設置する」という目標にはまだ遠い状態であり、今後も各小中学校への啓発や、新規開発に向けた支援を進めていく必要がある。	A A	A —	拡大	631	教育支援・相談課
	33	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。	すこやかテレフォン相談件数（件）	青少年やその保護者の電話相談件数がこの数年は概ね増加傾向にある。また、世情を反映した青少年を取り巻く問題も複雑化しており、相談内容は多様化していることから、相談件数を指標とする。	898	(目標) (実績)	900 (予算) 953 (決算)	900 900	B	専門知識と資格を有する相談員が年中無休で電話相談業務にあたっている。令和3年度の青少年やその保護者からの電話相談は953件で、令和2年度と比べ増加傾向である。子どもをめぐる諸問題についての電話相談として、市民の中に定着しているものと思われる。 しかし、昨今の青少年を取り巻く問題は複雑化しており、コロナ禍の社会不安等、相談内容は年々多様化している。 また、相談員に関しても、ボランティアで負担も大きいことから、希望者が少なく、高齢化も進んでおり、新たな相談の扱い手やその育成が求められている。	A —	— —	継続	900	いじめ防止生徒指導課

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課			
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか					
	34	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がされるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	一	啓発については市内にある全高校に対して実施しており、現状維持か高校の統融合で学校数が今後減少していく中でこれ以上の増加は見込めないため設定目標として望ましくないと考えます。	—	(目標) (実績)	593 120	B	令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、性感染症を中心とした学校への健康教育は実施できなかった。今後は感染状況に応じて実施可能な方法を検討し、継続実施する。 啓発事業は例年通り市内の中学校・高校・大学・専修学校へ啓発チラシ等を配布した。 保健所におけるHIV等性感染症検査は新型コロナウイルスの流行状況に合わせて事業を縮小して実施した。今後も感染不安がある者の不安軽減が図れるよう継続実施していく。	B	—	継続	612	保健予防課		
	35	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るために、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	未成年へ啓発物配布 人数（人）	たばこから子どもたちの健康を守るために、学校等の協力を得て啓発を行うこと、効率的かつ効果的であり、その啓発方法としては、学校等を通じて啓発物を配布することが適切であると考えられるため。	3,800	(目標) (実績)	4,000 3,600	(予算) (決算)	183 127	B	・未成年者禁煙相談窓口は継続して実施。 ・小学6年生を対象に喫煙防止チラシを配布（43校・約3,600枚）。 ・例年実施している禁煙支援アドバイザー研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をふまえ、拡大防止の観点からリモート形式で実施。	A	A	継続	183	医療政策課
	36	思春期保健対策（性）	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	16歳未満の妊娠届出数（件）	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設け取組を進めており、関係機関と協力し、啓発活動や支援を行うため。	0	(目標) (実績)	23 2	(予算) (決算)	15 14	B	・市立小学校43校に各2枚、市立中学校21校に各2枚（男女各2枚）、思春期相談窓口啓発ポスターを配布。 ・母子保健課での電話相談、メール相談の実施（26件）。 ・妊娠届出数2,045件（うち16歳未満の届出2件） ・養護部会に母子保健課の取り組みや事例を報告。また年度末に、養護教諭向けのアンケート調査を実施し、啓発ポスター・個別の啓発方法等についての意見や、保健室の取り組みについて回答をもらった。	A	—	継続	16	母子保健課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対する適切な情報 を提供しましたか						
(1) 子どもと子育て家庭の健康の確保																	
①妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実	37	産後ケア事業	生後4か月未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を市内登録産科医療機関において産後ショートステイ(宿泊型)、産後ティケア(日帰り型)のサービスを提供します。	利用者数(人)	母子保健法の規定により生後4か月未満の乳児及びその母親で、親族から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を市内登録産科医療機関において実施しており、利用者数が事業評価に適切と思われるため。	24	(目標) (実績)	40 26	(予算) (決算)	5,964 4,523	B	受け入れ施設は医療機関のうち5所であり、産後ショートステイ(延べ58日)と産後ティサービス(延べ23日)の利用であった。出産直後は心身ともに不安定で、きめ細かなサポートをするため、受け入れ医療機関との連携、支援体制の強化を図りながら支援を行なっている。 事業開始から5年目に当たることから、事業の振り返りや、委託医療機関への聞き取り、他市町村への照会結果などを基に、体制について見直し、受け入れ先拡充向 け、要綱改正を行った。	B	—	継続	5,534	母子保健課
②特定不妊治療費助成事業	38	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。	特定不妊治療費助成延べ件数(件) 及び助成額(千円)	治療費に対する補助事業であり、事業成果を図るために助成件数及び助成額が評価指標として適切と思われるため。	374件(延べ) 71,621千円	(目標) (実績)	400件 70,000千円 623件 134,196千円	(予算) (決算)	115,000 134,196	A	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を行った方へ治療費の助成を行った。 助成制度の拡充(助成額の増額、所得制限の撤廃等)に伴い、件数・額ともに大幅に増加した。 令和4年4月から不妊治療が保険適用となったため、令和4年度は令和3年度以前から治療を開始している方のみ助成を行う。	—	—	縮小	30,000	母子保健課
③母子健康手帳の交付	39	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。	28週以降の妊娠届出数(件)	母子保健法の規定により、適切な時期に母子健康手帳を交付し安心安全に妊娠期から出産を迎えるため、28週以降の妊娠届出数が事業評価として適切であると思われるため。	4	(目標) (実績)	0 2,045	(予算) (決算)	802 770	B	母子健康手帳の中に妊娠、出産、子育てに関する情報を掲載している。乳幼児健診・予防接種・妊娠健診実施医療機関(合計148か所)、ドラッグストア(27か所)にポスター掲示や市ホームページ等にて妊娠届出の啓発を行った。妊娠期からの切れ目ない支援を目指し、関係機関と連携しながら、妊娠届出の際、必要時には妊娠婦支援計画書を作成し、個人の状況に応じて支援を行っている。	A	—	継続	802	母子保健課
④妊娠健康診査事業	40	妊娠健康診査事業	妊娠健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊娠の経済的負担を軽減し、未受診妊娠の解消を図るなどともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。	受診回数(回)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	25,492	(目標) (実績)	30,800 25,480	(予算) (決算)	201,000 186,369	B	妊娠中の女性と胎児の健康の保持及び増進、異常の早期発見を図るために、妊娠健康診査に係る費用の一部を助成した。妊娠期間中に受診が望ましいとされる14回分の補助券基本券に加え、補助券追加券を26枚を交付した。延べ受診回数は25,480回であった。	—	—	継続	195,000	母子保健課
⑤親子健康教室	41	親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児ができるよう、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。	参加者数(人)	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ることを目的に、教室を実施しており、教室の参加者数が事業評価として適切であると思われるため。	226	(目標) (実績)	2,300 194	(予算) (決算)	676 132	C	離乳食教室:1回参加者12組24人 歯磨き教室、出張歯科講座:新型コロナウイルス感染拡大予防のため、実施せず。個別相談で対応。 個別相談:離乳食の相談123人、歯の相談47人。 母親教室、妊娠歯科健診共に新型コロナウイルス感染拡大のため中止とした。その他、相談希望者には個別で対応した。	B	—	継続	676	母子保健課
⑥妊娠婦・新生児・未熟児訪問(保健指導事業)	42	妊娠婦・新生児・未熟児訪問(保健指導事業)	妊娠婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。	新生児訪問対象者への訪問実施率(%)	妊娠婦・新生児及び未熟児への訪問は母子保健法の規定により実施しているもので、育児不安の軽減を図り、虐待の予防及び早期発見のためには継続的な実施が必要であり、新生児訪問対象者への訪問実施率が最も事業評価に最適と思われるため。	96.2	(目標) (実績)	98.0 96.4	(予算) (決算)	3,997 3,353	B	妊娠届出時のアンケートや産科医療機関との連携により、妊娠期及び産後のハイリスク者を把握し、産婦・新生児訪問を実施(訪問及び面接)した。	A	—	継続	302	母子保健課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子どもが意見 表明や参加す る機会を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を提供しま したか			
	43	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	面接人数(人)	生後4ヶ月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、支援が必要とする家庭に対して適切な支援機関につなげることにより子どもの健全な育成や児童虐待防止を図るために、面接件数・面接率を指標とする。	2,025	(目標) 2,182	(予算) 6,272	B	令和3年4月から令和3年11月生まれの対象1398人に対し、1380人(面接率98.7%)訪問(来所による面接も含む。)を行った。継続支援が必要な対象者は関係機関と連携し、健診や教室、養育支援訪問等で支援を行った。引き続き、全戸訪問の実現に向け事業周知を継続し、訪問でできない家庭については、来所等による面接を積極的に奨励し、全ての乳児と保護者に会うことを目指す。また、継続支援が必要な対象者には、関係機関と連携しながら支援を行っていく。	A	—	継続	5,900	子育て相談課
	44	4か月健康診査(乳児一般健康診査)	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾患の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やすします。	健診受診率(%)	4か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病的早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会は重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。		(目標) 98.0	(予算) 11,077		生後4か月から生後6か月未満の児に対し、医療機関において、子どもの身体発育・運動発達・栄養状態を診査し、疾患の早期発見・早期治療・早期療養及び育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図った。					母子保健課
	45	10か月健康診査(乳児一般健康診査)	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病的早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。	健診受診率(%)	10か月児健康診査は母子保健法のなかで実施を推奨されているもので、子どもの疾病的早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会は重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	97.1	(目標) 96.5	(予算) 11,678	B	生後10か月から生後12か月未満の児に対し、医療機関において、子どもの身体発育・運動発達・栄養状態を診査し、疾病的早期発見・早期治療・早期療養及び育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図った。	A	—	継続	11,871	母子保健課
	46	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	健診受診率(%) 歯科健診受診率(%)	1歳7か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病的早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会は重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。		(目標) 健診受診率95.0% 歯科健診受診率95.0%	(予算) 6,206	C	1歳7か月児に対して、子どもの身体発育・運動発達・栄養状態・口腔衛生状態を診査し、疾病的早期発見・早期治療・早期療育及び育児指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図った。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月は感染対策を講じ集団方式で実施し、5月は中止、6月以降は医療機関での個別方式で実施した。	A	—	継続	17,630	母子保健課
	47	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	健診受診率(%) 歯科健診受診率(%)	3歳6か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病的早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会は重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	87.9%	(目標) 健診受診率90.0% 歯科健診受診率90.0%	(予算) 6,799		3歳6か月児に対して、子どもの身体発育・運動発達・栄養状態・口腔衛生状態を診査し、疾病的早期発見・早期治療・早期療育及び育児指導を行い、幼児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図った。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月は感染対策を講じ集団方式で実施し、5月は中止、6月以降は医療機関での個別方式で実施した。	A	—	継続	21,119	母子保健課
	48	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。	塗布者数(人)	母子保健法及び歯科口腔保健の推進に関する法律のなかで、むし歯予防の対策が推奨されている。幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのためには、フッ化物塗布事業の継続実施が効果的であり、塗布者数が最も事業評価に最適と思われる。	106	(目標) 700	(予算) 865	E	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者を対象に歯科健診、歯科指導及びフッ化物塗布を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止した。	C	—	廃止	0	母子保健課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標					直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報 を提供しましたか	子どもが意見 表明や参加する 機会を設けよう努めましたか			
	49	乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 ・B型 感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(生後3～12か月未満) ・4種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・二種混合(小学校6年生) ・不活化ボリオ(生後3か月～7歳6か月未満) ・MR(麻しん・風しん) ・第1期(1歳～2歳未満) ・第2期(年長兒) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 ・第1期(生後6か月～7歳6か月未満) ・第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトバビローマウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子) ・B型肝炎(生後2か月～1歳未満) ・ロタウイルス感染症(0ヶ月～1歳未満) ・ヒトバビローマウイルス感染症(出生6週0日後から出生24週0日後まで)・ロタリック(出生6週0日後から出生32週0日後まで)	定期接種(A類疾病)の接種率(%) ※子宮頸がん予防ワクチンを除く。	伝染のおそれがある疾病的発生及び予防接種率を維持する必要となるためには、一定以上の予防接種率を維持することが必要となるため。	96.6	(目標) 95.0 (予算) 611,699 (実績) 93.6 (決算) 567,114	C	7歳6か月未満の対象者に予診票綴りを発送し、定期予防接種の啓発を行った。また、二種混合及びMR2期等について対象者に個別に勧奨ハガキを送付し、接種率の向上に務めた。さらに、厚生労働省からの通知により、ヒトバビローマウイルス感染症の予防接種の積極的勧奨の差し控えが廃止され、ヒトバビローマウイルス感染症予防接種の勧奨を再開するため、令和4年3月末に中学生1年生から中学生3年生の女子と保護者へ通知を発送した。積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子には、令和4年度に段階的に通知を送付する。そのほか、例年同様、予防接種週間にパネル展示による啓発を行い、年度末に向けて接種忘れがないよう啓発を行った。 令和3年度の予防接種者数は、A類が60,874人、B類は59,471人であった。 令和4年度は、ヒトバビローマウイルス感染症予防接種の積極的勧奨の差し控えにより定期接種の機会を逃した方へ償還払いを行うよう準備対応が必要である。 ※令和3年度予防接種率は、日本脳炎ワクチンの出荷停止によるワクチン不足のため、予防接種をうけることができなかった方が多くいたため除外しています。	B	—	継続	837,083	健康増進課
(2)健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実	50	妊娠婦・乳幼児健康相談事業	子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児に行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目ない支援を行っています。	子育て世代包括支援センターへの来所相談で満足できた人の割合(%) ※満足できたか否かの2択で確認	100	(目標) 100 (予算) 56,594 (実績) 99.9 (決算) 16,064	B	妊娠届出時のアンケートや産科医療機関との連携により、妊娠期及び産後のハイリスク者を把握し、産婦・新生児訪問を実施(訪問及び面接)した。	A	—	継続	9,709	母子保健課	
	51	発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な児童の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達の支援を行います。	発達支援教室参加延べ組数(組) ※新型コロナウイルス感染症拡大のため未開催	0	(目標) 270 (予算) 492 (実績) 24 (決算) 184	C	・発達に支援が必要な親子に早期に適切な支援ができるきっかけとして発達相談を実施している。発達検査を用いた個別の発達相談: 年間利用数 231件。子どもの発達の状態を保護者と確認し、関わり方などを共に考える場となっている。常時、相談の枠を設け、多くの相談に応じている。 ・発達支援教室: 新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、回数を減らして実施。実施回数4回、対象児24人、保護者35人、同伴児3人。合計52人参加。	B	—	縮小	40	母子保健課	
(3)小児医療体制等の充実	52	妊娠婦の喫煙・飲酒対策事業	妊娠婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行いま。	妊娠喫煙率(%) 妊娠飲酒率(%) 妊娠喫煙率2.2% 妊娠飲酒率0.5%	妊娠喫煙率2% 妊娠飲酒率0.5% 妊娠喫煙率1.3% 妊娠飲酒率0.1%	(目標) 0 (予算) 0 (実績) 0 (決算) 0	B	妊娠届出時の啓発数2,045人 保健指導 26件(妊娠喫煙者26人、妊娠飲酒者2人)リーフレットを用いて保健指導を実施。	A	—	継続	0	母子保健課	
	53	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	全診療時間に対する小児科医配置時間(%)	子どもの急病に対応するための休日・夜間における救急医療体制の充実を図るには、診療時間における小児科医の診察時間の維持が必要であるため。	62.0	(目標) 62 (予算) 535,456 (実績) 62.0 (決算) 476,826	B	前年度と同様に小児科医を配置し、診療業務を行った。また、小児科医を配置している時間帯以外は、小児科も診られる内科医を配置できるよう調整した。	—	—	継続	539,895	医療政策課
	54	妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊娠・出産の安全確保を図ります。	—	救急時の周産期医療体制を整備し、妊娠・出産の安全確保を図ることが重要であり、患者受付件数等は指標としてそぐわないため。	—	(目標) — (予算) 9,834 (実績) — (決算) 9,936	B	奈良県の産婦人科一次救急医療体制に参加して、安心して妊娠・出産ができるよう、休日・夜間の救急時に受診できる体制の整備に努めている。 なお、市立奈良病院は産婦人科一次救急の輪番病院の役割を担っている。	—	—	継続	9,875	医療政策課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課			
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか					
(2) 地域の子育て支援の充実																	
①子育て中の親子の居場所づくりの推進	55	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	地図子育て支援拠点事業は、子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	81,526	(目標) (実績)	167,000 73,702	(予算) (決算)	97,032 90,198	B	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため臨時休所や定員制の導入等を引き続き行ったため、利用者数が昨年度よりも減少した。 しかしながら、感染症の流行下にあっても、オンラインを利用した講習の実施や、感染対策に配慮した広場運営を行い、利用者への支援や地域との関係構築を行った。徐々に対面での講習の回数も増加しているが、引き続きオンライン見学会やブログでの情報発信等、広場に足を運ぶことが出来ない方に対する支援や、利用者と地域子育て支援拠点、そして利用者と地域をつなぐ取り組みを行う。 また、令和4年度から開設する「子どもセンター」内の地域子育て支援拠点について、当該拠点が有する「地域子育て支援センター」及び「キッズスペース」の2つの機能を活かし、相乗的な子育て支援を展開するとともに、「子どもセンター」内の各種機関との連携を図り、多種多様な子育て家庭への支援を一体的に行っていく。	A A	A A	継続	119,376	子ども育成課
子育てスポット事業	56	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の情報交換や育児相談を実施し、育児の不安感や負担感を軽減する役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	81,526	(目標) (実績)	167,000 73,702	(予算) (決算)	3,913 3,263	B	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、事業が中止となった時期があり、利用者数が大きく減少した。 しかしながら、感染症の流行下にあっても、地域の方が参加し、交流できるよう、各々のスポットが感染症対策や内容の工夫を行い事業を実施した。また、当該事業の遊びの場づくりとして、一部スポットに対し、遊具を購入した。 令和4年度においても、引き続き感染症拡大防止の制限のある中での実施となるが、それぞれの地域で工夫しながら事業を実施する。	A A	A A	継続	4,212	子ども育成課
子育てスポットすぐく広場事業	57	子育てスポットすぐく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児(0～3歳)と保護者が気軽に集まる場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、また、高齢者を復命世代間における交流を実施することで、育児の不安感や負担感を軽減する役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	81,526	(目標) (実績)	167,000 73,702	(予算) (決算)	15,200 15,200	B	令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため臨時休所や定員制の導入等を行ったため、利用者数が大きく減少した。 しかしながら、感染症の流行下にあっても、オンラインを利用した講座を行う等、利用者と地域子育て支援拠点とをつなぐ取り組みを行い、また、有資格者を講師に据えた講座を行う等親子の学びにつながる取り組みを実施した。 令和4年度においても、引き続き利用者目線で事業を実施し、引き続きオンラインでの講座の実施や、研修に積極的に参加する等地域子育て支援拠点として資質と専門性の向上に努める。	A A	A A	継続	15,200	子ども育成課
地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	58	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	—	地域と園との交流においては、園の教育・保育の充実が期待されているが、教育・保育内容の充実は数値で指標を設定できないため、未設定とした。	—	(目標) (実績)	— —	(予算) (決算)	— —	B	令和3年度、市立幼稚園・保育所・こども園では、前年度に引き続きコロナウイルス感染拡大防止のため、人数制限や開催時間の短縮し、参加者にも感染症対策を理解して頂いた上で実施した。家庭においても自由に外出ができるにいく中、地域の方々(高齢者・地域ボランティア等)と田植えやサツマイモ掘りなどを通してコミュニケーションを図り、地域の方々から優しく声掛けをしていただく中で、自分が大切にされていると感じる経験は、自尊感情を育てる事に繋がった。	B B	B B	継続	—	保育総務課
公民館での各種教室・講座	59	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集まる「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座(保護者対象) ③体験教室・講座(親子対象) ④体験教室・講座(児童対象) ⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座(市民対象)	子育て支援に関する事業数を指標とすることで、子育て中の親の課題やニーズに応えながら、公民館が子育て支援の拠点として定着することができると思われるため。 子育て支援に関する事業数(事業)	子育て支援に関する事業数を指標とすることで、子育て中の親の課題やニーズに応えながら、公民館が子育て支援の拠点として定着することができると思われるため。	102	(目標) (実績)	165 123	(予算) (決算)	1,514 1,455	B	地域資源を生かすとともに、地域の各種団体の協力を得るなどして、現代の子育て環境や多様化する家族のあり方に対応した事業を開催し、土日に開催したり申込不要で気軽に参加できるようにしたりするなど、参加しやすい工夫を行った。またさまざまな対象に向けた事業や、多彩な事業を継続して実施することで、公民館が子育て支援の拠点として定着している。令和3年度は新型コロナウイルスの感染防止対策を講じ、開催方法を見直すなどして、地域のニーズに対応した講座を実施した。実施できなかった事業については、次年度以降実施に向けて検討する。今後も、自主グループや地域の各種団体と連携・協力しながら、継続して取り組んでいく。	A A	A A	継続	1,561	地域教育課(奈良市生涯学習財団)

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか				
②多様な子育て支援サービスの充実	60	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	一時預かり事業利用者数(人) ※事業No.61地域子育て支援拠点における一時預かり事業の利用者数も包含	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	7,758	(目標) 12,435 (予算)	95,595	B	保護者の多様なニーズに対応し、子育て世帯の支援を図るために、一時預かり事業を実施している市内私立保育所等15箇所に補助を行った。新設園開所の際に一時預かり事業の実施を促すことにより、本事業の更なる拡充を目指す。	B	B	継続	104,720	保育所・幼稚園課 子ども育成課
	61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	①一時預かりを実施する地域子育て支援拠点数(拠点) ②一時預かり事業利用者数(人)	①家庭において保育を受けることが一時に困難になる場合や、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、地域子育て支援拠点において一時預かりを実施している。保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、一時預かりを実施する地域子育て支援拠点数を指標として設定する。 ②合わせて利用状況が計りやすい利用者数を指標とする。		(実績) 8,244 (決算)	60,880		令和3年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため臨時休所や定員を設ける等の対策を行った。市内の感染状況の変化もあり、利用者は増加している。今後も、子育て中の親の助けとなるよう事業を継続実施する。					
	62	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時に専用施設で預かります。	病児・病後児保育利用児童数(人)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	450	(目標) ①6拠点②1,020人 (予算)	12,000	B	令和3年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため臨時休所や定員を設ける等の対策を行った。市内の感染状況の変化もあり、利用者は増加している。今後も、子育て中の親の助けとなるよう事業を継続実施する。	B	B	継続	12,000	子ども育成課
	63	子育て短期支援事業	緊急一時に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業) 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイライト事業)	年間延べ利用人日(人日)	核家族化の進行、共働き世帯の増加に伴い、一時に家庭において児童を養育することが困難な家庭が増加していると考えられる。児童の養育が緊急一時に困難になった場合、児童養護施設等において養育・保護を行える体制を整え、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図ることを目標とし、利用者数を設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。		(目標) 1,824 (予算)	47,132		子どもが一時的な病気の際にも安心して仕事ができるような環境を整え、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施する市内5施設に補助を実施した。令和3年度より国の補助基準額の見直しが行われ、事業を実施する施設に対して一律で支給される基本分単価が大幅に増額された。併せて、市の補助基準額に市単独で最低保証金額を設けることで、年間延べ利用児童数の増減に関わらず、病児保育の提供に必要な職員を確保できるよう補助を実施した。					
						122	(実績) 1,015 (決算)	37,145	B	関係機関(要保護児童対策地域協議会等)との連携や、育児相談からニーズのある家庭への情報提供や利用調整を行ったが、コロナ禍のため利用人数が減少した。平成28年度から、児童養護施設や乳児院だけではなく、里親への委託ができるように制度を整え、利用の選択肢を広げ令和3年度は里親宅でのショートステイを運用し1人の利用があった。今後も引き続き市内の里親や母子生活支援施設への委託を充実させるとともに、より利便性の高い制度設計を今後も引き続き検討する必要がある。	A	—	継続	1,541	子育て相談課
						(実績) 116 (決算)	966								

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等				
(3) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実														
①子育てに関する相談体制・情報提供の充実	64	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	利用者支援事業の実施箇所数(箇所)	子どもやその保護者、妊娠している方等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としていることから、相談を行いややすい体制づくりやより広い情報提供を行うために利用者支援事業の実施箇所数を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	5 (目標) (実績)	5 (予算) (決算)	20,589 18,552	B	子ども育成課において「子育てナビゲーター」を配置し、地域子育て支援拠点等の訪問や、職員及び利用者等の相談対応、他の支援とのつなぎ役を担った。相談件数は、187件であった。また、地域子育て支援センター「そらいろ」においても、地域子育て支援拠点を利用できない家庭に対する訪問支援や他の子育て支援機関等との連携と連絡調整、利用者に対する相談支援等を実施した。加えて、令和4年度から開設する「子どもセンター」内の地域子育て支援拠点においても、「そらいろ」同様に利用者に対する支援を実施していく。 併せて、コンシェルジュを保育所・幼稚園課に継続配置して、就学前の子どもを持つ保護者及び妊娠している方の子育て支援のサポートを行い、子育て中の不安等を取り除くように相談・助言を行った。市民来庁が少なくなっているので、電話等によるサポートを行っているが保護者の表情など分からないので、サポートが難しくなっている。 子育て世代包括支援センター（母子保健型）では妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対してもう一つの支援を提供している。なお、平成28年度からは専任保健師を1名配置している。	A A	継続	4,805	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課
65	子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。	子ども未来部公式SNS (Facebook・LINE®・Twitter) 合計フォロワー数	PRという活動の成果を示す指標としては、利用者が能動的に登録をしなければカウントされないLINE®やTwitter等のSNSフォロワー数の方が適当であり、認知度を測る指標としても適切であると思われるため。	4,633 (目標) (実績)	6,500 (予算) 5,341 (決算)	1,053 979	B	奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」では、令和2年度に実施したアンケート結果より「子育てに関するイベントや遊び場の情報がほしい」といったニーズが多數あったことから、サイト内に特集コンテンツとして、子育て広場主催のイベントを取り扱い、参加者の感想等をまとめた記事を掲載した。加えて、子育て相談の総合窓口の役割をわかりやすくまとめた記事等、計5件の取材記事を掲載した。子育て情報ブックは、市民参加型企画である「子育てあるある」を掲載し、親近感あふれる情報誌とした。また、子育て広場等の画像をより多くし、行政情報を伝えるだけでなく、子育て支援施設をイメージしやすくなる工夫を行った。SNSでは、令和3年5月に、子ども未来部Instagramを開設し、より多くの子育て世帯に情報を発信した。(Instagramのフォロワー数: 336 令和4年3月時点)	A A	継続	1,053	子ども政策課	
66	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。	相談件数(件) ※事業No.91と同一	核家族化・共働きの増加など家庭環境が多様化する中、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増加していると考えられる。子どもが成長していく中で抱える悩みを身近に相談できる体制を整え、それぞれの家庭にあったサポートを行うことを目標とし、相談件数を設定した。	2,677 (目標) (実績)	2,000 (予算) 2,730 (決算)	4,804 4,756	B	児童虐待、離婚、DVセンターなどの関係機関の連携を密にし、相談支援の充実を図った。今後も引き続き児童虐待の重症化予防と再発防止に努める。市民の身近な相談室として活用されるよう、ホームページ等で広報活動を積極的に行なうとともに、関係機関との連携、調整を緊密に図り、家庭の福祉向上に努める。	A B	継続	5,528	子育て相談課 子ども支援課	
67	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内の交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。	—	子育てに不安を抱える保護者のための育児相談は随時実施しており、数値化することは難しいため指標の設定は行わない。	— (目標) (実績)	— (予算) (決算)	— —	B	令和3年度は新型コロナ感染拡大防止のため、幼稚園、保育所、こども園における園庭開放や未就園児親子登園などの子育て支援を、上半期は回数を縮小して実施した。子育てに孤立感や不安を感じている保護者にとっては、同年齢の子どもや保護者同士の交流で子育ての悩みの不理解消しがつがったので良かった。園は保護者支援の重要性を認識し、保護者の気持ちに寄り添い、相談しやすい雰囲気をつくることに努めた。今後も感染対策を徹底しながら、子育てをする者が孤立しないように相談に応じ、なくもりが感じられるような子育て支援をしていく。	B B	継続	—	保育総務課	
68	家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るために、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。	「家庭教育支援事業」を実施している公民館数(館)	「家庭教育支援事業」を実施している公民館数を指標として、子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るために。	10 (目標) (実績)	9 (予算) 11 (決算)	360 327	B	重点地域(富雄・若草)と取組継続館9館において、子育て中の当事者や支援者の声を聞き、課題の解決をめざした事業を開催した。若草公民館では、コロナ禍で外出機会が減っている親子を対象に開催し、気軽に音楽に親しみながら、子育て情報を交換できる場としてコンサートを行った。地域の民生委員の協力を得ることで、地域での子育て支援の体制づくりにつなげた。富雄公民館では、昔と今との子育ての違いや、子育て世代が必要とする見守り等を学び、新たな視点で子育て支援につなげる講演会を開催した。	A —	継続	360	地域教育課	

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか				
②子育て家庭への経済的な支援の充実	69	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	—	子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため目標とする指標は設けない。	—	(目標) — (予算) 760,000	A	本事業は子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とした制度であるため、件数や金額の増減に因らず来年度以降も中学生までの子を対象に医療費助成を円滑に進めていく。 現在未就学児までとなっている現物給付方式による助成を、小中学生まで拡大できるよう引き続き県及び県下市町村、国保連合会等関係機関との連携・協議を進めていく。	—	A	—	継続	755,000	子ども育成課
	70	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	—	国の補助事業であり、国の認定基準に沿って対象者に就学奨励費を支給する事業であることから、目標値の設定は適当ではない。	—	(目標) — (予算) 256,798	B	制度対象者の申請漏れが無いように、令和2年度の制度受給者に申請書を送付し、郵送での申請も受け付けた。 積極的な周知に心掛け、從来行ってきた市立小中学校全児童生徒への制度案内チラシの配布、しみんなより、HPでのお知らせに加え、令和3年度から保護者向けメールで周知するとともに、民生児童委員連合会に申請支援の協力を依頼している。 今後も幅広い周知を実施し、審査期間中の保護者の給食費立替払を軽減する仕組みを取り入れる等、より利用しやすい制度となるように改善を進めていく。	—	—	—	継続	254,353	教育総務課
	71	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	—	国の補助事業であり、国の認定基準に沿って対象者に就学奨励費を支給する事業であることから、目標値の設定は適当ではない。	—	(目標) — (予算) 31,084	B	奈良市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒及び学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に当たはまる通常学級在籍児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、小中学校を通じ全対象者に周知し、申請又は辞退の意思確認を行っている。 購入した物品の領収書を申請書に添付する必要があり、申請者の作業的負担について改善を要望する声もあることから、今後、事務の効率化に向け検討する予定である。	—	—	—	継続	34,927	教育総務課
	72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。	当該集団活動を利用する幼児数(人)	本事業の量的拡大を評価する指標として、給付対象となる幼児数が適当であるため。	—	(目標) — (予算) 3,840	B	令和3年度は本事業の対象となる集団活動事業として2事業者を認定し、当該集団活動事業を利用する12名の幼児を対象に給付を行い、保護者の負担軽減に努めた。今後も引き続き、本事業の対象となる集団活動事業を実施する事業者や、当該集団活動事業を利用する保護者に本事業に関する情報を適切に提供できるよう努める。	—	—	—	継続	4,800	保育所・幼稚園課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額（千円）	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか				
(4) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実															
①ひとり親家庭への支援の充実	73	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	—	ひとり親世帯等の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため。	—	(目標) — (実績) —	(予算) 178,000 (決算) 173,733	A	本事業はひとり親家庭等の世帯の経済的な負担軽減を目的とした制度であるため、件数や金額の増減に囚われず、来年度以降もひとり親家庭等の親と子を対象に医療費助成を円滑に進めていく。 また、子ども医療費助成制度と並行して、現在未就学児までとなっている現物給付方式による助成を、まずは小学生まで拡大できるよう引き続き県及び県下市町村、国保連合会等関係機関との連携・協議を進めていく。	A	—	継続	178,000	子ども育成課
	74	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	相談件数（件）	子育て支援の観点からは、ひとり親家庭の方が相談しやすい環境が必要であり、件数の増加は相談窓口の周知と利用の促進が図られていると考えられるため。	1,555	(目標) 1,750 (実績) 1,415	(予算) 4,625 (決算) 4,422	B	相談件数は新型コロナウイルス感染症拡大防止等の影響により昨年度より減少した。引き続き関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の相談に応じていく。	A	—	継続	(人事課にて一括管理)	子ども育成課
	75	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	ひとり親家庭等日常生活支援事業の登録者数（人）	本事業は年々利用額が増加しているが、同じ利用者が複数回利用していることが多く、従来の延べ利用回数では全体的な事業のニーズが判断しにくいため、事業の周知目安として設定する。	41	(目標) 46 (実績) 44	(予算) 1,000 (決算) 921	B	昨年度より登録者数は増加したもののに、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の影響により、利用回数が減少した。引き続き制度の周知を図り、登録者の増加を図る。	A	—	継続	1,000	子ども育成課
	76	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	母子家庭等自立支援プログラム登録件数（件）	母子自立支援プログラムは児童扶養手当の受給者を対象に策定するものであり、プログラム策定を行うことで対象者の就労支援につながり、いずれは就労収入を得て母子家庭又は父子家庭の自立を助長するものとなるため。	55	(目標) 79 (実績) 61	(予算) 4,950 (決算) 4,703	B	母子家庭等の個々の状況に応じて、一貫した就業支援を実施した。8月には児童扶養手当の現況手続きに合わせて出張就労相談の日数を増やして実施することで、効果的に相談を実施することができた。引き続き奈良県と共同で事業を実施し、利用者の増加を図っていく。	A	—	継続	5,037	子ども育成課
	77	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るために、教育訓練を受講することが適齢につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数（人）	この制度の対象者は雇用保険制度の教育訓練講座を受講するため、講座終了後又は資格取得後はより安定して収入を得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	4	(目標) 16 (実績) 5	(予算) 1,408 (決算) 297	B	令和2年度に大きく制度変更があり、ハローワークと自治体の支給内訳割合が変更されたこと等から、利用者数が減少していると考えられる。また他の要因として、介護士資格の取得に本制度が利用されることが多かったため、新型コロナウイルス感染症の影響により転職活動を控えるひとり親が増えたこと等も考えられる。引き続き対象者への制度の周知を図っていく。	A	—	継続	3,026	子ども育成課
	78	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数（人）	この制度の対象者は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するものであるため、資格取得後はより安定して収入を得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	38	(目標) 42 (実績) 29	(予算) 53,340 (決算) 37,164	B	利用者数が減少した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により転職活動を控えるひとり親が増えたこと等が考えられる。 一方、修了者は取得した資格を活かし、正規就労につながった。引き続き機会を捉え対象者への制度の周知を図っていく。	A	—	継続	54,836	子ども育成課
	79	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	母子父子世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	ひとり親家庭の子どもの2人に1人が貧困状態にあるといわれる中、住宅に困窮する母子父子世帯向けに低廉な家賃の住宅を供給するため。なお、空家募集については過去の募集状況等を参考に、母子父子世帯向けを含めた特定目的住宅の募集件数をその都度検討するため、第一期計画時と同様に目標値は定めない。	2	(目標) — (実績) 2	(予算) — (決算) —	B	母子父子世帯向けとして2件空家募集し、2件入居した。予算・決算額については、一般向け住宅及び特定目的住宅の空家修繕費に含まれるため、母子父子世帯向け住宅として個別で計上していない。空家募集については、過去の応募状況等を参考に、母子父子世帯向けを含めた特定目的住宅の募集件数をその都度検討するため、目標値は定めていない。	A	—	継続	—	住宅課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額（千円）	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を探し提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか			
②障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実	80	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	実利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の居宅介護、行動援護に準じて設定する。	173	(目標) 203	200,000	B	障がい児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計	A	—	継続	210,000	障がい福祉課
	81	障害児通所支援	障害児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合（%） ※事業No.87と同一の指標	奈良市第4次総合計画の障害児支援に準じて設定する。		(実績) 168	181,492		関係機関や保護者へ事業自体が浸透し、療育を希望される保護者が増加し利用実績の増加が顕著である。それに比べ、障害児相談支援事業所数は微増であるため、相談支援事業所による相談件数の伸びには繋がっていない。保護者の意向や児童に必要とされる支援を把握し支給決定を行なうこと、また療育指導事業を活用し、通所事業所の質の向上を目指し事業を実施した。今後も引き続き、保護者への事業目的の理解を図るとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携や療育指導事業を実施していく必要がある。					
	82	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	実利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	1,097	(目標) 1,153	1,282,000	B	障がい児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計	A	—	継続	1,334,000	障がい福祉課
	83	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	利用者数（人）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。		(実績) 1,122	1,275,761		障がい児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計					
	84	みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所（総合福祉センター内）において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	延べ治療人数（人）	一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的としており、延べ治療人数による把握が適当であると思われるため。	150	(目標) 170	9,695	B	奈良市歯科医師会への業務委託により、一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的として、みどりの家歯科診療所での歯科検診および歯科治療を実施している。	A	—	継続	9,365	障がい福祉課
	85	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	延べ利用回数（回）	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。		(目標) 8,900	11,000		利用者のニーズを把握し、個々の状況に応じサービスの利用決定を行っている。障害児通所支援など国の他制度を利用されているため、実績値が年々減少していると推察する。 ※予算、目標値ともに障害児・者の合計					

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対する意見表明や参加する機会を提供しましたか				
	86	移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限ります。※病院に入院されている方は、利用できません。	実利用者数(人)	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	1,108	(目標) 1,215 (予算)	260,000	B	新型コロナウイルス感染症により外出を控える傾向が見受けられたが、前年度と比較すると令和3年度は利用実人数の増加はみられないが利用時間数の増加はみられた。適切な利用方法等については、障害児相談を担当する相談支援専門員と連携しながら、事業を実施している。 ※予算、目標値ともに障害児・者の合計	A	—	継続	270,000	障がい福祉課
	87	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障害児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援を行っています。	在籍者数(人)	みどり園を利用できる在籍者数が指標として適当と考えられるため。		(実績) 1,076 (決算)	255,197		今年度は年間を通して事前に予約して来室していくだけ形をとり指導を行った。新型コロナの波の合間に音楽活動や心理相談、保護者座談会を入れ親子ともに楽しんでもらえる事業を行った。 奈良市の発達支援の拠点が奈良市子どもセンターに移管するのに伴い、今年度で閉園するため、「写真で振り返るみどり園のあゆみ展」を開催した。					
	88	相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合(%) ※事業No.80と同一の指標	奈良市第4次総合計画の障害児支援に準じて設定する。	63	(目標) 58.1 (予算)	52,196	B	自立支援協議会とともに支援グループにて、コロナ禍において当事者や保護者が相談できているのかといった現状把握のための調査と意見交換等を行った。保護者支援を含め、ライフステージを踏まえた支援が必要であり、関係機関も多岐に渡るため支援内容が複雑との認識があり、障害児通所支援の利用希望者に比べ障害児相談支援事業所の増加につながりにくい現状が続いている。情報交換等のサポート体制を検討しながら、相談支援事業所の増加につながるような取り組みを継続する必要がある。					
	89	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	延べ利用者数(人)	実際に教室に参加した延べ利用者人数が指標として適当と考えられるため。		(実績) 60.7 (決算)	52,195		令和3年度においては、コロナウイルスの感染予防の為、6月開始の予定を12月開始に延期した。可能な限り従来の2クラス制に戻し、参加者の混乱を避けるようにした。併せて参加者の消毒の徹底、使った器具の消毒を徹底した。ソーシャルディスタンスについては参加者も意識して確保できていた。また1月下旬以降、再拡大のため再び休止した。					
	90	子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	子ども発達センターが療育相談を行った実人数(人)	保護者や保育者等が言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児の発達について正しい知識を習得し、子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切なかかわりができるよう、関係機関と連携し相談体制を整え、当該幼児の発達を支援することを目標し、子ども発達センターが療育相談を行った実人数を設定する。	527	(目標) 550 (予算)	27,809	B	各種相談支援事業を行いました。 電話相談 359件 来所相談 436件 出張相談 70件 園巡回相談 372件 専門相談 228件	A	—	継続	25,835	子育て相談課
	91	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児との保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。	家庭訪問、関係機関等へ訪問等、延べ支援回数(回)	対象者は増加しているが、対象者の身体状況や医療的ケアの状況が多様化しており、対象者によっては他機関で支援を受けていることから、引き続き支援回数を指標として設定する。		(目標) 250 (予算)	68		家庭訪問や医療・教育・障害福祉関係機関と連携し、成長に合わせ支援した。対象者32人に對して、家庭及び関係機関等へ、延べ92回訪問等を実施した。令和3年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、長期療養児交流会や支援者研修会は実施しなかった。 支援対象者の身体状況・医療ケアが多様化したり、保護者のニーズも様々であり、支援内容についても多種多様になってきている。今後も関係機関と連携し継続支援を実施していく。					

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか					
③児童虐待防止などの取り組みの充実	92	子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目のない継続した支援に努めます。	相談件数(件)	No66「家庭児童相談室運営事業」に、児童及び妊産婦の福祉に関必要な支援を行うための専門的な相談対応、訪問等による経済的なソーシャルワーク業務までを行う機能を設置し、児童と家庭の福祉の向上を目指すため、No66の指標と同一とした。	2,677	(目標) 2,000 (予算)	—	B	平成30年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、市民や関係機関への周知を図った。また保健師、社会福祉士、保育士などの多様な専門職を配置し、より専門性の高い相談支援を実施した。多職種による専門性の高い相談支援を今後も継続できるよう、研修等で相談援助技術のスキルアップを図っていく。	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	A	B	継続	子ども支援課	
	93	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。	児童虐待通告時における児童虐待の程度の重い最重度・重度の割合(%)	妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援施策の充実とともに、子育て世帯にとって身近な相談体制の強化やアットリード型の支援を中心的に行うことにより、虐待の発生を予防し、重症化しないよう支援を行うことを目標とし、児童虐待通告時における児童虐待の程度の重い最重度・重度の割合を設定する。		(実績) 2,730 (決算)	—		子ども支援課						
	94	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊娠の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。	支援家庭数(世帯数)	様々な理由によりこの養育に関する支援が特に必要と認められる保護者に対し、専門職(保育士等)が訪問し養育に関する相談、助言を行う。またヘルパーなどを派遣して本事業がどの程度家庭における養育負担軽減を図れているかを量る指標として、支援家庭数を設定する。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	101	(目標) 75 (予算)	8,108	B	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、専門職(保育士、保健師)が訪問し、養育に関する相談、助言などを行った(37世帯)。乳児家庭全戸訪問事業(こんちは赤ちゃん訪問)や電話相談で把握した支援が必要な家庭に対して、積極的に家庭訪問を継続して実施。また、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。また子育てに関する支援を受けることが困難であり、子育てに対する不安、孤立感等を抱える家庭に対し、家事等の支援を行った。新型コロナウイルス感染症により、里帰り出産や親族による支援を受けられなくなったケースもあり、支援の実施につながった。	子ども育成課 子育て相談課	A	B	継続	8,143	子ども育成課 子育て相談課
	95	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行っており、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。	訪問人数(人)	母子保健課での家庭訪問は母子保健法に基づき実施しており、虐待の予防及び早期発見のためには継続的な実施が必要であり、乳幼児訪問人数が最も事業評価に最適と思われたため。	乳児(新生児・未熟児を除く) 540人 (延べ541人)	(目標) 必要な家庭への訪問を実施する (予算) 0	0	B	育児や児の発育・発達に関する保護者の不安等に対し、必要に応じ地域担当の保健師や助産師等が、家庭訪問を行っている。また、関係機関とも連携を密に行い、必要な支援の情報共有や調整なども行っている。支援が必要な家庭をデータ管理し、適切な時期に関わっている。	母子保健課	A	—	継続	0	母子保健課
	96	奈良市児童相談所((仮称)奈良市子どもセンター)設置	様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。また、施設についても、児童相談所、一時保護所、子ども発達センター、地域子育て支援センターの複合施設(仮称)奈良市子どもセンターを整備します。	—	児童相談所を含む(仮称)奈良市子どもセンターの整備は目標を数値化することは困難なため目標値設定は行わない。	幼児264人 (延べ334人)	(実績) 乳児(新生児・未熟児を除く) 439人 (延べ491人)	(決算) 0		子育て相談課 子ども支援課						
	97	つなげる乳児おむつ宅配事業(令和2年度開始)	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。	対象世帯数	多胎育児は2人以上の乳児を抱え外出もままならない状況に陥りやすく、また、10代での出産は経済的な問題や知識不足により地域から孤立する傾向があり支援が必要である。平成29年度から令和元年度の対象世帯の平均は57件で、あわせて令和2年度の実績に準じた目標値に設定した。	38	(目標) — (予算) 1,771,790 (137,264)	3,253	B	訪問希望があつた月からおむね生後7か月を迎える月まで最多で6回、保育士がオムツの配達を実施する。訪問時には、母子の状況を確認しながら保護者の気持ちを傾聴し、育児相談に対応するなど関係づくりに努めている。対象者は、児を10代で出産した家庭、多胎児、その他(要対協ケース)に加えて、令和4年度からは、若年妊娠の支援強化のため、10代で妊娠届を提出された家庭も対象に含める予定である。	子育て相談課	A	—	完了	3,262	子育て相談課
	98	その他	—	(実績) — (決算) 1,686,613 (137,034)												

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか			
④子どもの貧困対策 の推進	98	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していくよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。	学習支援参加者の高校等進学率(%)	国が掲げる子供の貧困対策に関する大綱より「生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率」及び「ひとり親世帯の子どもの高校等進学率」が挙げられており、本事業における参加者も生活保護世帯やひとり親世帯の子どもの中学生を対象としており、卒業後の就労状況を鑑みて高校等に進学することが子どもの貧困対策として有効であると考えられる。同時に子育て支援の観点から有効であるとみられるため。	100	(目標) 100	100 (予算) 6,919	B	就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成受給世帯、生活保護受給世帯のいずれかに該当する特定中学校区に在住する中学生3年生に対し募集を行い、市内3ヶ所の拠点で以下の取り組みを行った結果、最終参加者32名全員が高校進学を果たした。 (1) 学習支援 週1回(概ね年間40回以上)※1回あたり2時間程度 (2) 子どもが将来のことを考える機会になるようなプログラム(仕事・社会の仕組み)や進路について考える機会 (3) 謄記のやりかた等自ら学習ができるように勉強方法を教授 (4) 進路相談・生活相談・悩み相談	A A	A A	継続 継続	6,319	子ども育成課
	99	若者サポートセンター「Restartなら(リスなら)」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じます。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋げよう努めます。	つながりサポート(人)	様々な境遇にある子どもや若者が社会とのつながりを持って生活していくようにするには、当事者の立場に立ち、生涯を見通した長期的な視点をもつとともに発達段階について理解を深め、地域全体で支援する体制を構築するための支援者の育成が必要とされているため。		(目標) 99	50 (予算) 35,100		若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、相談員が学び直しや就労などの相談に応じた。また、奈良市子ども・若者支援地域協議会実務者会議では訪問支援と居場所の検討を行い、ケータイ会議では支援関係者による個別ケースへの対応方針の検討を行った。さらに、奈良市子ども・若者支援地域協議会会長と、奈良市内で不登校やひきこもり支援に携わる実務者による意見交換を実施した。		A —	継続 継続	35,100	福祉政策課
	100	生活困窮者支援	「奈良市くらしことサポートセンター」では、日常生活や社会生活、経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援を行います。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行います。就労支援については、ビジネスマナーや面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施します。	—	生活困窮者のなかには年齢や世帯構成等さまざまな状況の方が存在し、その全体の新規相談件数等を奈良市子ども・子育て支援事業計画に指標として設定することはふさわしくないと考えたため。また、子どもや若者に関連した相談数等に限定して数を抽出することが難しいため。	—	(目標) —	(予算) 57,500	B	日常生活や社会生活、就労等に関する相談に専門職が応じ、対象者に適切な支援を行うことで自立の促進を図った。また、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機関と連絡調整・協議を行い、必要であれば対象者を関係機関につないだ。さらに、離職等により経済的に困窮し住居を失った方、または住居を失うおそれのある方に對し、就職に向けた活動を行うことを条件に、一定期間家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行った。	— —	継続 継続	57,500	福祉政策課	
	101	奈良市フードバンク事業	新型コロナウイルス感染拡大に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードバンク形式で提供します。	食品配布の量の満足度(%) ※5段階評価の上位2つ「満足」「やや満足」を選んだ割合	当事業はSDGsの目標として掲げられている「1・貧困をなくそう」及び「2・飢餓をゼロに」をテーマとして食品ロス削減と結びつけて対応することが求められており、食品が必要な家庭に対して十分な食品料を提供したいため。		(目標) —	70 (予算) 32,675		フードバンク事業の取り組みの一つである、家庭や企業などで余った食品をフードバンクに寄附するフードドライブを市内各所で6・11・12月に実施。その他、奈良市フードバンクセンターでも市民から食品の寄附を受け付け、年間で個人299人及び各団体より、7,985.1kgの食品等の寄附を集めた。 併せて、寄附頂いた食品を新型コロナウイルス感染症拡大などでの社会的・経済的影响を大きく受けるひとり親家庭や、子育てをしている生活困窮家庭の方に対して食品を提供するフードバンクトリーを7・12・3月に実施。約5kgの食品等を7月571世帯及び12月728世帯に、約10kgの食品等を3月796世帯に配布した。 また、寄附等による米配布・宅配事業を行い、市内の子育て家庭・ひとり親家庭・大学生・子ども食堂等に配布・提供した。 令和4年度も引き続き事業を継続していく。	A A	— —	拡大 拡大	64,441	子ども育成課

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額（千円）	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか						
(1) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進																	
①地域における子育て支援活動の充実	102	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎などで育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数（件）	核家族化や地域社会の活力低下に伴う子育て親子の孤立化及び育児不安を抱える人が増加しているという時代背景に対し、本事業の目的である「地域での子育ての仲間づくり」、「地域コミュニティの活性化」がどの程度達成できているかを推し量る指標となるため、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	4,300	(目標) (実績)	7,900 4,812	(予算) (決算)	8,262 8,255	B	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症流行により、相互援助活動件数は市の流行状況もあり微増となった。また、感染症により小学校が臨時休業等になった場合の利用料助成を行う等、感染症流行下待合のニーズにも対応した支援を行った。加えて、地域子育て支援拠点と連携して講座を行う等積極的な広報を行った。今後も引き続き、例年の課題となっている援助会員数が増加に向けて、ファミリー・サポート・センター以外の場所でも説明会を行う等引き続き積極的に広報を行っていく。	A	A	継続	8,078	子ども育成課
②地域における子どもの見守り活動の推進	103	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。	子育て支援アドバイザーの派遣回数（回）	保護者の子育て不安等を軽減するため、地域子育て支援拠点等と連携し、安定的にアドバイザーの派遣を行う必要があることから、子育て支援アドバイザーの派遣回数を指標として設定した。	190	(目標) (実績)	500 227	(予算) (決算)	1,000 1,000	C	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症流行により、子育てアドバイザーの主な派遣先である地域子育て支援拠点事業や子育てスポット事業が臨時休所や中止となったことから、実績が目標を大きく下回ることになった。しかしながら、前述の事業が再開されてからは、子育て親子の相談対応や絵本の読み聞かせなど、各派遣先でそれぞれのアドバイザーがニーズに沿った支援を行った。令和4年度についても、引き続き派遣先でのニーズに応じた支援を実施するとともに、実績値が目標を大きく下回る状況が続いていることから、必要に応じて事業の見直しを行う。	A	A	継続	1,000	子ども育成課
③地域における子育てサークルの支援	104	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自発的に運営する子育てサークルを支援します。	子育て支援交流会の開催回数（回）	子育て支援交流会を実施することで、地域子育て支援拠点が子育てサークルの支援を行い、連携が強化されることが見込まれ、地域の子育て支援団体や地域住民等との交流、ネットワークが生まれることで、地域に根ざしたサークル活動が可能となることを目標とするため、子育て支援交流会の開催回数を指標として設定した。	7	(目標) (実績)	7 0	(予算) (決算)	450 287	B	令和3年度は、子育てサークル10団体に対し、奈良市子育てサークル活動費補助金を交付した。新型コロナウイルス感染症流行下であったが、各サークルが、オンラインで開催する等方法を工夫し、子育て親子が交流する機会を設けた。また、地域子育て支援拠点がサークルを訪問する等事業実施の支援を行った。サークルの利用者に対し実施したアンケートでは、子育てサークル活動について「とても満足」・「満足」との回答が全体の約97%を占めており、参加者のニーズを満たす活動ができていると言える。例年であれば、子育て支援団体の担当者が集い子育て支援交流会を開催しているが、今年度は感染症の流行状況に鑑み実施することができなかった。令和4年度については、前述のようなサークル活動を支援すべく、奈良市子育てサークル補助金を交付するとともに、地域における子育て支援団体交流の場として、子育て支援交流会を開催する予定である。	A	A	継続	450	子ども育成課
④地域における子どもの見守り活動の推進	105	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇などでわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導などを併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。	交通安全教室開催率（%）	交通安全教室は、交通事故防止と交通安全思想の普及を目的としているため、「交通安全教育の推進」を測る指標として、奈良市内の学校園の交通安全教室開催率を設定した。	44.1	(目標) (実績)	68 30.3	(予算) (決算)	1,951 1,763	C	保育園、こども園、幼稚園、小・中学校、福祉センター等に出向き、令和3年度は延べ55回・4820人交通安全教室を実施した。交通安全教室を実施したことで、児童・児童・生徒、保護者、高齢者の交通ルール、マナーの向上を図った。新型コロナウイルス感染拡大により、一部開催を中心及び延期した影響で、実施回数が減少した。交通安全教室については、奈良警察署、奈良西警察署、天理警察署と協力し、新型コロナウイルス感染症対策等を実施したうえで開催し、それにより、今後も、児童・児童・生徒、保護者、高齢者を対象に、市民一人ひとりの安全意識の高揚を図っていく。	B	B	継続	1,740	危機管理課
⑤地域における子どもの見守り活動の推進	106	青色防犯パトロール	市内一円を、青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。	青色防犯パトロール実施回数（回）	青色防犯パトロールを実施することにより、空き巣、車上荒し、ひったくり、オートバイ・自転車泥棒等の街頭犯罪に対する抑止効果が期待できるため設定した。	214	(目標) (実績)	255 290	(予算) (決算)	212 210	B	青色防犯パトロールを令和3年度は290回実施した。パトロールの定着により、犯罪・事故の未然防止に効果があった。青色防犯パトロールを実施することにより、空き巣、車上荒し、ひったくり、オートバイ・自転車泥棒等の街頭犯罪に対する抑止効果が期待できるため、各機関と協力し、パトロールの実施を積極的に推進する。	B	B	継続	221	危機管理課

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標					直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標		目標・実績値	予算・決算額(千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか					
107	防犯カメラ設置事業	交通の様要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立して、安全安心なまちづくりの実現に寄与する。また、自治会等に補助金を助成し防犯カメラの設置を促進することで、地域の防犯意識を高め犯罪を許さない機運を醸成するため、防犯カメラの市設置台数と自治会等設置台数を合算した数値を設定した。	街頭防犯カメラ設置台数(台)	犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立して、安全安心なまちづくりの実現に寄与する。また、自治会等に補助金を助成し防犯カメラの設置を促進することで、地域の防犯意識を高め犯罪を許さない機運を醸成するため、防犯カメラの市設置台数と自治会等設置台数を合算した数値を設定した。	405	(目標)	394	(予算)	8,860	A	平成28年度から令和3年度までに、犯罪発生が集中する市内各駅周辺、交通の要衝地及び観光地、小・中学校の通学路周辺に323台（うち、23台は地域活性化対策事業分）設置した。また、奈良警察署及び奈良西警察署と協定を締結し、犯罪発生時の迅速な捜査協力体制を構築した。平成29年度から、防犯カメラを設置する自治会等団体に補助金を交付し、令和2年度は、補助金の上限を1地区あたり10万円から20万円に増額した。市の防犯カメラ設置場所について、奈良県警察と協議を行い、犯罪の抑止及び犯罪捜査に効果的な設置場所を検討し、今後は市が設置する街頭防犯カメラを200台増設する。また、自治会等団体への防犯カメラ設置補助事業の更なる充実に取り組み、奈良市内の安全安心なまちづくりの推進を図る。	B	B	継続	14,010	危機管理課
						(実績)	449	(決算)	7,864	B						
	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全を取り組む大人の防犯意識を高めます。	「子ども安全の日の集い」参加者の満足度(%)	子どもの安全を取り組む大人の意識向上を目的としていることから、「子ども安全の日の集い」参加者の満足度を指標とする。	—	(目標)	90	(予算)	62	B	コロナ禍の中、「子ども安全の日の集い」については、時間短縮の上、本会場と市立小中高等学校をオンライン会場とし、本会場の様子をライブ配信し、子どもの安心・安全を守る学校と地域の在り方にについて、改めて考える契機とすることができた。全国的にも子どもが被害者となる凶悪事件や事故が後を絶たないことから、地域の小中高校生の安全・防犯意識を高め、「自らの安全や命を自ら守る力」を育成することは、今後も更に重要なこととなる。	A	—	継続	62	いじめ防止生徒指導課
						(実績)	92	(決算)	39	B						
109	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。	市立小中学校に子どもを通わせている全世帯における、「なら子どもサポートネット」の登録世帯数の割合(%)	「なら子どもサポートネット」を通じて、不審者情報をはじめとする、子どもの安心安全に関する情報を配信している。家庭の防犯意識の向上や防犯活動の促進が、子どもの安心安全確保に関して重要であると考えることから、登録世帯数の割合を指標とする。	87	(目標)	94	(予算)	1,254	B	「なら子どもサポートネット」には一般登録、学校・幼稚園・こども園等の関係機関も含め20,630人の登録があった。また、各学校から841件の安全安心情報配信を行うとともに、正確な情報を迅速に提供するよう努めた。不審者情報や子どもの安心安全情報については、保護者や市民のニーズが高く、迅速で正確な情報提供が求められている。また、登録数を増やすことにより多くの人が情報共有することで、地域の防犯力を高めることが重要である。	A	—	継続	1,254	いじめ防止生徒指導課
						(実績)	93	(決算)	1,254	B						
	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るために、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらいたい、地域で子どもを守る機運を広めます。	「子ども安全の家」標旗設置件数(件)	地域全体で子どもを守る機運を広めるため、標旗の設置件数を指標とする。	4,404	(目標)	5,000	(予算)	444	B	「子ども安全の家」の標旗の設置については、3,711軒のご家庭及び店舗に協力していただくことができた。今後も、子どもを犯罪や事故から守るために、子どもが危険を感じた時に、直ぐに助けを求めて駆け込むれる場所の確保は重要である。また、多くの場所に設置してもらうことで、地域で子どもを守る機運を高めることに繋げていく必要がある。	B	B	継続	490	いじめ防止生徒指導課
						(実績)	3,711	(決算)	360	B						

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成	111 イクメン手帳の配布	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配付します。	イクメン手帳配布部数(部)	父親として子育てに積極的に参加してもらうことを目標として発行している。母子手帳との配布と同時に渡すことにはもちろん、府内外各窓口に設置したことや、子育てに関するイベント等で積極的に配布していく、第一期の目標値を上回るよう設定した。	3,303	(目標)	3,300	(予算)	316	B	出産や育児に関し、父親として知りたい情報をまとめた「イクメンハンドブック」を母子手帳と共に配布している。また、各出張所や行政センター、子ども未来部の各窓口に配置し希望者に配布している他、市ホームページでも公開しダウンロードが可能である。令和3年度は対象となる母子手帳の発行数が大幅に減少したことにより、イクメンハンドブックの配布数も減少したが、今後も引き続き周知に努めていく。	A	—	継続	316	男女共同参画室
112 仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。	ワークライフバランスに関する企業向け講座回数(回)	女性の就業等に向けた事業の一環として、市内企業のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組を推進することで、従業員の就業への満足度や生活・労働意欲の向上、また企業の業績や生産性の向上に繋がり、ひいては市内企業の魅力をアップさせ女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境を構築することが重要であるため。	1	(目標)	3	(予算)	4,519	B	介護法人が人材を確保しその入材を長く職場に定着させることが企業のワークライフバランス推進に繋がることから、採用面および定着面での支援事業を実施した。具体的には、介護法人が自法人の魅力を効果的に発信し、包括的なプランニングノウハウを習得することで採用力の向上に繋げる「採用力アップセミナー」(13社参加)と、若手介護職員(入職後3年未満程度)の職場定着と離職防止を目的として、職員同士が横の繋がりを構築できるよう事業所を超えた交流を行いうモチベーション向上を図る「新人介護職員モチベーション向上セミナー」(2社参加)を実施した。後者のセミナーは参加者数が芳しくなく、事前のニーズ調査が十分でなかった点が課題である。今後は、対象者を入職後3年未満の新人層にするのではなく、中堅層(5年目~リーダークラス)にして相対的な対象人材が増え、また担う業務としても新人の育成へ管理業務と幅広くなることから、セミナー内での対話や講義内容がより深化できると推察する。	B	—	継続+拡大	500	産業政策課	

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和2年度 実績値)	令和3年度の取組状況						奈良市子どもにやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価	今後の方針	令和4年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額（千円）	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか					
(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進																	
①安心して外出できる環境づくりの推進	113	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。	対策箇所数（箇所）	「通学路交通安全プログラム」に基づき、市・警察・小学校関係者・PTA代表・地域の代表者と共に通学路の合同点検を行い、要対策箇所を決定しているため。	28	(目標) (実績)	10 12	(予算) (決算)	35,000 19,019	B	平成24年度から奈良市通学路交通安全プログラムに基づき毎年教育委員会等の関係機関と通学路点検を実施しており、抽出された危険箇所について随時安全対策を施している状況である。また、令和3年6月千葉県八街市で児童が事故に巻き込まれる事が発生した事を受け国土交通省から、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等に緊急合同点検を実施するよう発令された。これに基づき各関係機関が集い緊急合同点検を行った。本合同点検で抽出された全ての危険箇所に対し令和4年度中に対策を行う。	— —	— —	継続	55,690	道路建設課
	114	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	管理する公園などの数（箇所）	公園施設を適正に維持管理していく事業であり、市民が安全で安心して利用できるよう、公園施設を継続的に維持補修していくことが重要であるため。	692	(目標) (実績)	710 688	(予算) (決算)	199,215 191,660	B	公園・緑地等の安全・安心の確保を図るために、清掃・除草・樹木の剪定撤去による維持管理及び遊具の修繕や日常点検を実施します。今後も地域住民とともに遊具の事故が発生しない安全な公園施設を目指す。さらに予算の都合上、十分な対応ができるないことのないように、予算の確保や公園の遊具等の安全確保に努める。	B	B	継続	194,990	公園緑地課
	115	公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。	遊具数（基）	平成27年度に策定された公園施設長寿命化計画に基づいた事業であり、公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、安全で安心して利用できるよう継続的な公園施設の整備が重要であるため。	30	(目標) (実績)	20 76	(予算) (決算)	60,000 55,988	B	令和2年度については30基の遊具の更新が完了し、令和3年度については76基の遊具の更新が完了した。引き続き、公園施設長寿命化計画に基づき健全度C、D判定の老朽化した遊具の更新を実施する。また、点検業務や市民からの通報により発見された破損している遊具については、早期に修繕・更新を行う。	B	B	継続	30,000	公園緑地課
	116	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。	多子世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	多子世帯向け住宅の新規募集を行うことにより住宅に困窮する多子世帯に対する支援や、空家の有効活用・地域活性化につながるため。	4	(目標) (実績)	4 4	(予算) (決算)	10,000 8,616.3	B	多子世帯向けとして4件空家募集し、4件入居した。今後も多子世帯向け住宅の募集を継続する。	A	—	継続	4,000	住宅課
	117	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。	子育て世帯向け住宅の新規募集戸数（戸）	子育て世帯に低廉な家賃の住宅を提供することにより、ひとりをもって住み続けられる安全で快適な住環境を創出するため。	6	(目標) (実績)	6 8	(予算) (決算)	7,800 8,743.9	B	子育て世帯向けとして8件空家募集し、8件入居した。今後も子育て世帯向け住宅の募集を継続する。	A	—	継続	20,000	住宅課

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の
令和3年度進捗状況について

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（子どもにやさしいまちづくりプラン）について

本市の子ども・子育て支援に関する事業を推進するため、奈良市子ども・子育て支援事業計画があります。

<子ども・子育て支援法第61条（抄）>

1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

上記法令に基づき、

- ・平成27年に第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）
- ・令和2年に第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）

を策定しました。

本計画に基づき、本市の子ども・子育て支援に関する事業（第二期では現在117事業）を推進しています。

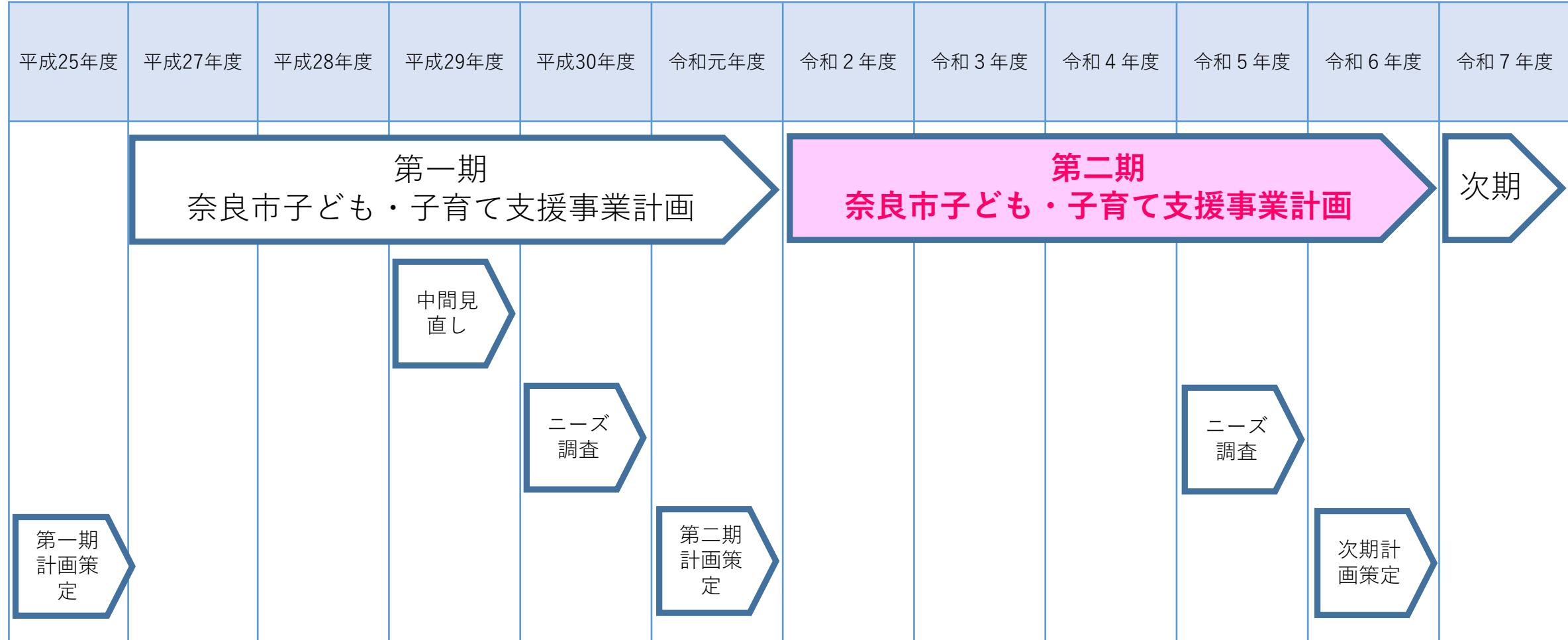


（参考）奈良市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成推進行動計画も引き継ぐ計画として策定しています。

<次世代育成支援対策推進法第8条（抄）>

1 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画の計画期間



奈良市子ども・子育て会議による計画実施状況の点検・評価

子ども・子育て支援法第77条により、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められており、本市では、平成25年3月に「奈良市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「奈良市子ども・子育て会議」を設置しました。

<子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務>

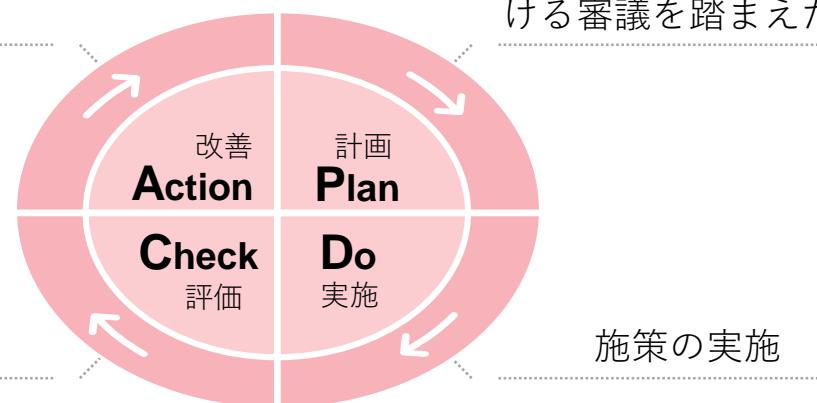
- ① 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用定員の設定に関すること
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- ④ **子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること**

子ども・子育て会議での審議事項の一つに「④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること」が定められており、これに基づき、委員の皆様に、毎年、本市の子ども・子育て支援に関する事業の進捗状況について、ご意見をお願いしています。

- ・予算編成を通じた施策の検討
- ・計画の中間年を目安に量の見込
等を必要に応じて見直し

奈良市子ども・子育て会議における審議を踏まえた計画の策定

計画の実施状況の点検・評価



1. 令和3年度進捗状況のご報告について

毎年、ご対応いただいている奈良市の子ども・子育て支援に関する事業の進捗状況に対するご評価ですが、今年度は令和3年度の各事業の進捗状況に対するご意見をお願いいたします。

対象となる事業は、これまでと同様に＜子ども・子育て支援法第61条＞の定めにより策定した「奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」（以下、事業計画）に紐づく事業です。

また、令和3年度より開始した1事業を含め、合計117事業の進捗状況を資料3－1 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」令和3年度進捗状況一覧にてご報告いたします。

令和3年度より開始した事業	事業内容
進捗管理事業No.72 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

2 – 1. 地域子ども・子育て支援事業について

<子ども・子育て支援法第61条>では、本事業計画に、保育所・幼稚園・こども園など教育・保育施設の提供区域毎の目標値、及び「地域子ども・子育て支援事業」の13の事業の目標値（量の見込みと確保方策）を設定し、各計画年度の進捗管理を行うことが求められています。

これらの事業は第二期計画の進捗管理事業に含めるとともに、本事業計画書の第5章「教育・保育の量の見込みと確保方策」(P58~99)に掲載しています。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」（令和2年度～令和6年度） 第5章									
対象事業	No	奈良市における事業名	担当課	対象事業	No	奈良市における事業名	担当課		
教育・保育	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	子ども政策課	(7) 地域子育て支援拠点事業 (子育て広場)	55	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課		
			保育所・幼稚園課		56	子育てスポット事業	子ども育成課		
(1) 利用者支援事業	64	利用者支援事業	保育所・幼稚園課	(8) 一時預かり事業	57	子育てスポットすぐそく広場事業	子ども育成課		
			子ども育成課		4	幼稚園等の一時預かり事業	保育総務課		
(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	5	保育所等の延長保育	母子保健課	(8) 一時預かり事業	60	保育所等における一時預かり事業	保育所・幼稚園課 子ども育成課		
			保育総務課		61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	子ども育成課		
(3) 放課後児童健全育成事業 (バンビーホーム等)	22	放課後児童健全育成事業	地域教育課	(9) 病児・病後児保育事業	62	病児・病後児保育事業	保育所・幼稚園課		
(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	63	子育て短期支援事業	子育て相談課	(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	102	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課		
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	43	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	子育て相談課	(11) 妊婦健康診査事業	40	妊婦健康診査事業	母子保健課		
(6) 養育支援訪問事業	94	養育支援訪問事業	子ども育成課	(12) 実費徴収に係る補足給付を行なう事業	—	未実施	—		
			子育て相談課						
※「No」は資料3-1の事業Noと紐づいています。				(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（令和3年度より実施）	保育所・幼稚園課		
次頁より上記各事業の令和3年度実績を報告します。									

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

教育・保育

進捗管理事業No.2

【計画値】

		令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度							
		2号認定		3号認定			2号認定		3号認定			2号認定		3号認定			2号認定		3号認定			2号認定		3号認定					
		1号認定	教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳	1号認定	教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳	1号認定	教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳	1号認定	教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳	1号認定	教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳			
合計	児童数（推計）	7,765	4,720	2,241	7,586	4,656	2,200	7,363	4,599	2,154	7,226	4,509	2,107	7,117	4,415	2,050	7,988	595	3,389	2,228	655	3,157	4,052	2,239	754	3,157	4,052	2,239	754
	量の見込み	3,435	538	3,497	2,204	650	3,295	562	3,482	2,229	660	3,145	581	3,445	2,261	668	3,033	605	3,440	2,274	674	2,988	595	3,389	2,228	655			
	特定教育・保育施設	3,112	4,016	2,216	754	3,171	4,052	2,234	754	3,157	4,052	2,234	754	3,157	4,052	2,239	754	3,157	4,052	2,239	754	3,157	4,052	2,239	754	3,157	4,052	2,239	754
	確認を受けない教育・保育施設	2,077	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30
	特定地域型保育事業			91	42			91	42			91	42			91	42			91	42			91	42			91	42
	確保方策計	5,189	4,049	2,382	826	5,151	4,085	2,400	826	5,137	4,085	2,400	826	5,137	4,085	2,405	826	5,137	4,085	2,405	826	5,137	4,085	2,405	826	5,137	4,085	2,405	826
	不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【実績値】

		令和3年度					
		1号認定		2号認定		3号認定	
				教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
合計	児童数（確定）	7,727		4,617	2,015		
	希望者数	3,251	452	3,700	2,250	587	
	特定教育・保育施設		3,082	4,106	2,242	757	
	確認を受けない教育・保育施設		1,980	47	84	32	
	特定地域型保育事業				97	34	
	定員総数	5,062	4,153	2,423	823		
	不足	0	0	0	0	0	

令和3年度は、待機児童解消に向けた取組として、西大寺駅周辺に新しくmemorytree奈良保育園を開園しました。

さらに、奈良育英幼稚園・富雄藍咲学園及びいさがわ幼稚園の認定こども園移行に伴う定員拡充の取り組みを進めました。

引き続き待機児童の解消をめざし、既存施設の活用及び新設等のハード面の整備に合わせ、幼保施設の充足率の状況や奈良市全体の保育需要と供給のバランスを考慮して検討を進めます。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(1) 利用者支援事業 進捗管理事業No.64

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

【計画値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	5	5	5	5	5
基本型・特定型	3	3	3	3	3
母子保健型	2	2	2	2	2

(単位：箇所)

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	5	5			
基本型・特定型	3	3			
母子保健型	2	2			

令和3年度は【基本型】は2カ所、また、【特定型】の保育コンシェルジュを市役所本庁舎内に、【母子保健型】の相談窓口を保健所及び都祁保健センターに設けており、市内合計5カ所で利用者支援事業を実施しています。

加えて、令和4年度から開設する「子どもセンター」内の地域子育て支援拠点においても、「そらいろ」同様に利用者に対する支援を実施していきます。

2－2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(2) 時間外保育事業（延長保育事業） 進捗管理事業No.5

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

【計画値】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	2,464	2,564	2,664	2,765	2,865
中央	799	832	864	897	929
西部北	770	801	832	864	895
西部南	895	931	968	1004	1041
南部	—	—	—	—	—
東部	—	—	—	—	—

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	2,031	2,163			
中央	735	732			
西部北	617	705			
西部南	679	726			
南部	—	—	—	—	—
東部	—	—	—	—	—

令和3年度は、保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者にとって子育てと仕事が両立でき、保育所等を利用しやすい環境を整備するため、市立保育所2園、こども園2園で利用時間を超えた延長保育を実施したほか、私立保育所22園、私立認定こども園14園及び小規模保育事業所7園においても同事業を実施しました。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）進捗管理事業No.22

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

【計画値（全域）】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	3,764	3,980	4,179	4,358	4,521
1年生	1,029	1,098	1,158	1,178	1,211
2年生	989	984	1,050	1,108	1,128
3年生	771	850	846	904	952
4年生	513	547	601	599	640
5年生	302	307	325	358	358
6年生	160	194	199	211	232

【実績値（全域）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	1,996	3,574			
1年生	558	1,037			
2年生	509	887			
3年生	406	755			
4年生	300	484			
5年生	153	268			
6年生	70	143			

令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、運営を行った結果、入所児童数は3,574名となりました。

例年実施している支援員研修も、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となりましたが、ホーム内研修や参加人数を制限するなど工夫し、年間で16回実施しました。

また、例年に引き続き延長保育や夏休み等昼食提供事業を実施し、保護者の負担軽減を図りました。

施設整備については国や県の補助金を受け、合計6箇所（令和2年度からの繰越：都跡・辰市・月ヶ瀬、令和3年度：六条・あやめ池・伏見南）のバンビーホームの施設整備を行いました。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

進捗管理事業No.22

(単位：人)

【令和3年度計画値
(地域別)】

令和3年度	量の見込み及び確保方策				
	中央	西部北	西部南	南部	東部
全学年計	1,035	1,152	1,441	225	127
1年生	279	342	401	55	21
2年生	228	318	333	73	32
3年生	249	220	304	43	34
4年生	145	143	218	26	15
5年生	82	80	113	17	15
6年生	52	49	72	11	10

【令和3年度実績値
(地域別)】

令和3年度	実績				
	中央	西部北	西部南	南部	東部
全学年計	981	904	1,360	181	148
1年生	298	252	426	38	23
2年生	242	242	326	53	24
3年生	224	193	269	36	33
4年生	122	130	192	22	18
5年生	60	55	106	21	26
6年生	35	32	41	11	24

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

進捗管理事業No.63

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	300	300	300	300	300

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	122	116			

令和3年度は、関係機関（要保護児童対策地域協議会等）との連携や、育児相談からニーズのある家庭への情報提供や利用調整を行いましたが、コロナ禍のため利用人数が減少しました。平成28年度から、児童養護施設や乳児院だけではなく、里親への委託ができるように制度を整え、利用の選択肢を広げ令和3年度は里親宅でのショートステイを運用し、1人の利用がありました。

今後も引き続き市内の里親や母子生活支援施設への委託を充実させるとともに、より利便性の高い制度設計を今後も引き続き検討していきます。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 進捗管理事業No.43

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【計画値】

(単位：面接件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ面接件数	2,223	2,182	2,137	2,090	2,034

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ面接件数	2,025	令和4年10月頃 確定予定			

令和3年4月から令和3年11月生まれの対象1,398人に対し、1,380人（面接率98.7%）訪問（来所による面接も含む。）を行いました。継続支援が必要な対象者は関係機関と連携し、健診や教室、養育支援訪問等で支援を行いました。

引き続き、全戸訪問の実現に向け事業周知を継続し、訪問できない家庭については、来所等による面接を積極的に勧奨し、全ての乳児と保護者に会うことを目指します。また、継続支援が必要な対象者には、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(6) 養育支援訪問事業

進捗管理事業No.94

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する相談、助言、家事の支援などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

【計画値】

(単位：世帯数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ派遣世帯数	75	75	75	75	75

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ派遣世帯数	101	97			

令和3年度は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、専門職（保育士、保健師）が訪問し、養育に関する相談、助言などを行いました（37世帯）。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）や電話相談で把握した支援が必要な家庭に対して、積極的に家庭訪問を継続して実施し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。

子育てに関する支援を受けることが困難であり、子育てに対する不安、孤立感等を抱える家庭に対し、家事等の支援を行いました。また、新型コロナウィルス感染症により、里帰り出産や親族による支援を受けられなくなったケースもあり、支援の実施につながりました。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）

進捗管理事業No.55～57

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	163,432	166,650	169,867	173,085	176,303
中央	49,966	50,950	51,934	52,918	53,902
西部北	68,392	69,739	71,086	72,432	73,778
西部南	26,377	26,896	27,415	27,935	28,454
南部	12,383	12,627	12,870	13,114	13,358
東部	6,314	6,438	6,562	6,686	6,811

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	81,526	73,702			
中央	26,188	22,168			
西部北	26,685	24,953			
西部南	18,849	16,890			
南部	5,606	6,416			
東部	4,198	3,275			

令和3年度は、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため臨時休所や定員制の導入等を引き続き行ったことから、利用者数が昨年度よりも減少しましたが、オンラインを利用した講習の実施や、感染対策に配慮した広場運営を行いました。

徐々に対面での講習の回数も増加していますが、引き続きオンライン見学会やブログでの情報発信等、広場に足を運ぶことが出来ない方に対する支援や、利用者と地域子育て支援拠点、そして利用者と地域をつなぐ取り組みを行います。

また、令和4年度から開設された「子どもセンター」内の地域子育て支援拠点について、当該拠点が有する「地域子育て支援センター」とび

「キッズスペース」の2つの機能を活かし、相乗的な子育て支援を展開するとともに、「子どもセンター」内の各種機関との連携を図り、多種多様な子育て家庭への支援を一体的に行っていきます。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(8) 一時預かり事業 ① 幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

進捗管理事業No.4

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	120,408	124,378	128,347	132,317	136,286
中央	42,135	43,891	45,647	47,403	49,158
西部北	30,434	31,363	32,293	33,223	34,153
西部南	45,387	46,579	47,770	48,961	50,152
南部	1,132	1,190	1,247	1,305	1,362
東部	1,320	1,355	1,390	1,425	1,461

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	96,725	106,832			
中央	31,829	33,837			
西部北	25,924	28,290			
西部南	35,525	40,963			
南部	2,738	1,919			
東部	709	1,823			

※ 奈良佐保短期大学附属生駒幼稚園（生駒市）分は261人（上記に含めず）

令和3年度は、市立認定こども園全17園、市立幼稚園全15園、私立認定こども園9園、私立幼稚園（新制度）1園で事業を実施しました。市立園においては、新たに済美幼稚園・佐保幼稚園・鳥見幼稚園及び伏見南幼稚園で事業を開始する等、保護者の多様化するニーズに対応し就労支援や育児の負担軽減に繋がるよう努めました。

全幼稚園で一時預かりを実施したことを受け、市全体の一時預かり利用が増加しました。

また、市単独で補助制度を設けている2歳児受入推進事業については、私立幼稚園2園で実施し、保護者の多様な就労形態に対応することで、私立幼稚園への就園促進を図りました。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(8) 一時預かり事業 ② 保育所等の一時預かり 進捗管理事業No.60、61

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細やかな支援をします。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	12,453	12,435	12,417	12,400	12,380
中央	4,693	4,692	4,688	4,686	4,684
西部北	3,402	3,399	3,392	3,383	3,374
西部南	4,346	4,332	4,326	4,320	4,311
南部	—	—	—	—	—
東部	12	12	11	11	11

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	7,758	8,244			
中央	3,709	3,445			
西部北	2,239	2,513			
西部南	1,771	2,275			
南部	—	—	—	—	—
東部	39	11			

令和3年度は、保護者の多様なニーズに対応し、子育て世帯の支援を図るため、一時預かり事業を実施している市内私立保育所等15園に補助を行いました。

地域子育て支援拠点においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休所や定員を設ける等の対策を行いました。市内の感染状況の変化もあり、利用者は増加しています。今後も、新設園開所の際に一時預かり事業の実施を促すことにより、本事業の更なる拡充を目指します。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(9) 病児・病後児保育事業 進捗管理事業No.62

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人日	450	1,015			

令和3年度は、子どもが一時的な病気の際にも安心して仕事ができるような環境を整え、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施する市内5施設に補助を実施しました。令和3年度より国の補助基準額の見直しが行われ、事業を実施する施設に対して一律で支給される基本分単価が大幅に増額しました。

併せて、国の補助基準額に市単独で最低保証金額を設けることで、年間延べ利用児童数の増減に関わらず、病児保育の提供に必要な職員を確保できるよう補助を実施しました。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

進捗管理事業No.102

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人日	7,513	7,879	8,243	8,644	9,073
就学前児童	4,853	5,212	5,578	5,989	6,435
小学生	2,660	2,667	2,665	2,655	2,638

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人日	4,300	4,812			
就学前児童	3,129	3,307			
小学生	1,171	1,505			

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症流行により、相互援助活動件数は市内の流行状況もあり微増となりました。

また、感染症により小学校が臨時休業等になった場合の利用料助成を行う等、感染症流行下特有のニーズにも対応した支援を行いました。

加えて、地域子育て支援拠点と連携して講座を行う等積極的な広報を行いました。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(11) 妊婦健康診査事業

進捗管理事業No.40

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

【計画値】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検診回数（延べ）	31,374	30,800	30,156	29,498	28,700

【実績値】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検診回数（延べ）	25,492	25,480			

令和3年度は、妊娠中の女性と胎児の健康の保持及び増進、異常の早期発見を図るため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成した。妊娠期間中に受診が望ましいとされる14回分の補助券基本券に加え、補助券追加券を26枚を交付しました。延べ受診回数は25,480回でした。

2 – 2. 地域子ども・子育て支援事業の令和3年度実績

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【令和3年度より開始】

進捗管理事業No.72

(小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業)

地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

【計画値】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当該集団活動を利用する幼児数	—	—	15	18	20

※令和3年度より事業が開始されたため、
量の見込みと確保方策は第二期計画策定期には定めておりません。

【実績値】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当該集団活動を利用する幼児数	—	12			

令和3年度は本事業の対象となる集団活動事業として2事業者を認定し、当該集団活動事業を利用する12名の幼児を対象に給付を行い、保護者の負担軽減に努めました。今後も引き続き、本事業の対象となる集団活動事業を実施する事業者や、当該集団活動事業を利用する保護者に本事業に関する情報を適切に提供できるよう努めます。

◇奈良市子どもセンター【児童相談所部門】の実績

資料3－1

1.施設入所及び一時保護(委託)の状況

◇措置入所状況			
	2022(令和4)年度	6/1現在の入所児童	
児童福祉系	乳児院	7人	
	児童養護施設	42人	
	里親&ファミリーホーム	14人	
	その他	1人	
	小計	64人	
障害福祉系	障害児 入所 施設 指定発達支援医療機関	福祉型Ⅰ 福祉型Ⅱ 医療型	14人 1人 4人 1人
	小計	20人	
	合計	84人	

◇一時保護の実績		
	2022(令和4)年度	延べ人数
乳幼児	4/1～6/20	3人
小学生		5人
中学生		4人
高校生		2人
計		14人
児童虐待		8人
それ以外		6人

○6/1現在、児童福祉系施設には、乳児院7人、児童養護施設42人、里親等14人、その他1人の計64人と障害福祉系施設に20人の合計84人の子どもが入所措置中

○4/1～6/20までの間に、児童福祉法第33条に基づき一時保護した児童数は、乳幼児3人、小学生5人、中学生4人、高校生2人の計、述べ14人。内、8人(57%)は児童虐待による。

2.児童虐待相談対応と時間外電話対応及び警察からの児童通告の状況

◇児童虐待対応相談件数						
年度	総数	種別				特定妊婦
		身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	
2022 (R04)	107件	32件	52件	22件	1件	7件
4月	115件	22件	59件	34件	—	4件
5月						

年度	時間外電話対応委託業務の状況							
	取扱区分		時間帯		相談種別			
2022 (R4)	通告	相談	連絡	計	日中	夜間	児童虐待	虐待
				35件	3件	32件	身体	その
4月	3件	10件	22件	35件	1件	件	2件	25件
5月	11件	9件	6件	26件	8件	18件	6件	5件
計	14件	19件	28件	61件	11件	50件	7件	30件
							小計	以外
							12件	9件
							16件	15件

※時間帯の欄の「日中」は土日祝日の8:30～17:15、「夜間」は17:15～翌日8:30

◇警察からの児童通告						
年度 2022 (R04)	児童通告	相談種別内訳				
		身柄付	一時保護	虐待	非行	養護
4月	19人	6人	3人	16人	3人	
5月	20人	6人	3人	15人	3人	2人
計	39人	12人	6人	31人	6人	2人

※児童福祉法第25条に基づく児童通告(要保護児童の通告)

※要保護児童とは、「保護者のない児童(迷子、棄児等)又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(被虐待児、非行児等)」

○児童虐待対応相談件数は、4月107件、5月115件。心理的虐待が最多で、4月52件48.6%、5月59件51.3%で半分を占める

○時間外電話対応委託業務は、夜間・休日に児童虐待通告14件、相談19件、連絡28件の合計61件に対応

○児童福祉法第25条に基づく警察からの児童通告は、奈良警察署と奈良西警察署から、虐待31人、非行6人、養護2人の計39人受理。内、書類と併せて児童の身柄付きの通告は12人

3.心理判定業務の状況

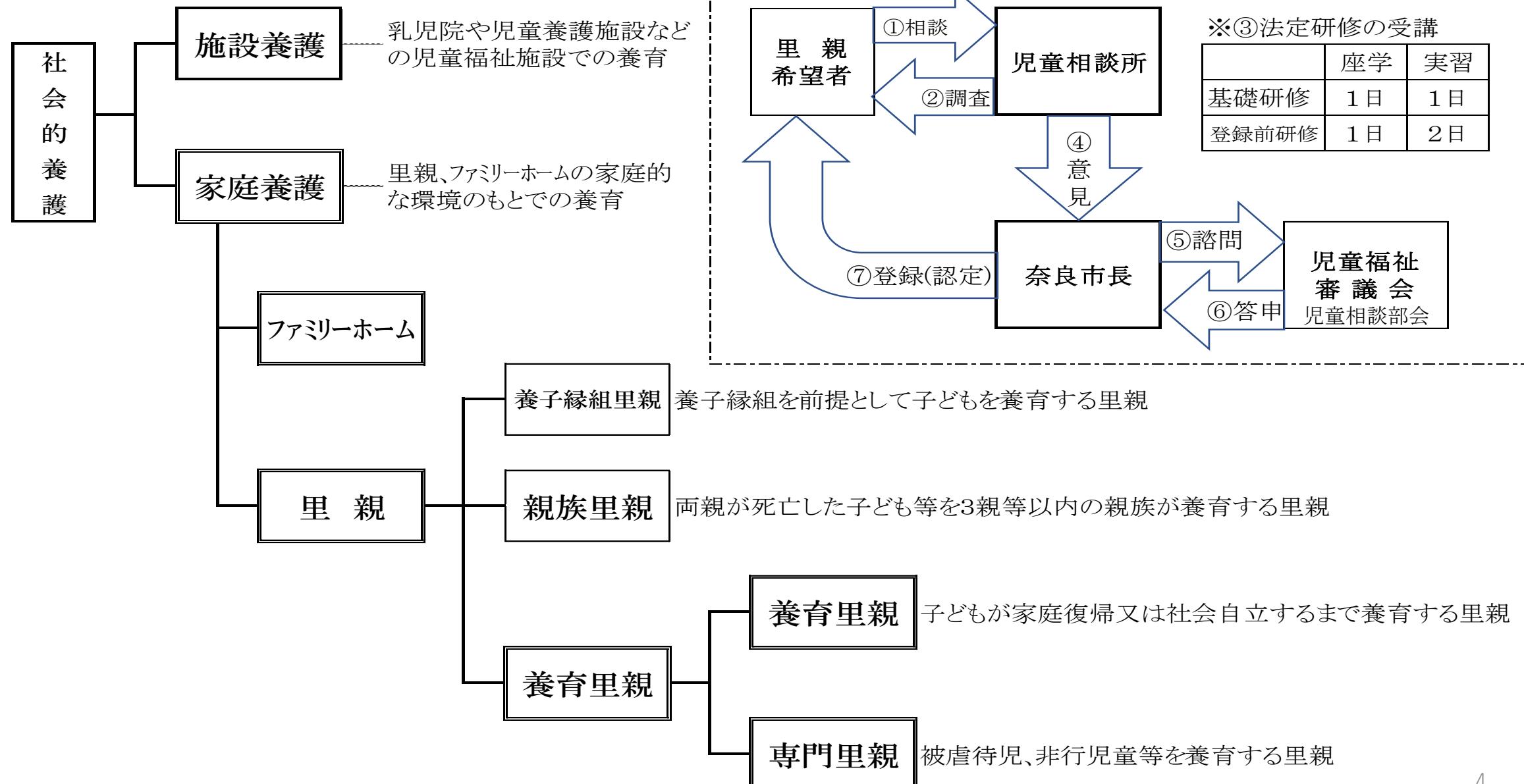
◇来所相談、一時保護児、施設入所児、療育手帳の判定対象児等を対象に実施

年度 2022 (R04)	心 理 檢 查						面接指導等	合 計	療 育 手 帳		
	知 能 検 查	発 達 検 查	人 格 検 查	その他 検 查	小 計				新 規	再 判 定	計
	WISC -IV等	新 版 K式等	バ ウ ム テ ス ト 等	CBCL等							
4月	3件	105件	9件	4件	121件	27件	148件	17件	21件	38件	
5月	2件	89件	9件	2件	102件	57件	159件	23件	12件	35件	
計	5件	194件	18件	6件	223件	84件	307件	40件	33件	73件	

○「知能検査」5件、療育手帳判定に係る新版K式を含めた「発達検査」194件、「人格検査」18件、その他検査6件の計223件の心理検査を実施

○療育手帳の新規取得に係る判定が40件、期間満了に伴う再判定が33件、合計73件の手帳判定を実施

4-1.里親の種類と登録の流れ



4-2.里親登録及び里親委託措置の状況

◇里親登録(認定)状況

年度 2022 (令和4)	里 親 登 錄 組 数				親族 里親	合計		
	養育 里親	専門里親	養子 縁組 里親	小 計 世帯数				
6/1現在	18組	1組	13組	32組	27組	3組	35組	30組

※養育里親と養子縁組の両方に登録しているため一致しない

◇措置による里親・ファミリーホームへの入所委託状況

年度 2022 (令和4)	里 親 委 託 措 置 児 童 数					ファミリー ホーム	合計	里親等 委託率 (%)
	養育 里親	専門 里親	養子縁組 里親	親族 里親	小計			
6/1現在	5人	2人	0人	3人	10人	4人	14人	22.22

※R4.3.31厚生労働省:全国平均22.8%

里親等委託率=

$$\frac{\text{里親等委託児童数(14人)}}{\text{入所・委託児童数(63人)}}$$

○養育里親18組、内、専門里親1組、養子縁組里親13組の計32組(延べ)・27世帯が登録・認定済。別途、親族里親3組が認定済。合計35組(延べ)・30世帯が奈良市で認定済。

○子どもの里親委託は、養育里親に5人、専門里親に2人、親族里親に3人及びファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業を行う住居)に4人の合計14人(家庭養護)を委託措置中。

○里親等委託率は、(里親10児童+FH4児童)÷(乳児院7児童+児童養護42児童+里親・FH14児童)=14児童÷63児童=22.22%

5.一時保護中の児童に対する意見表明の取組み

一時保護児童に対する
意見表明の取り組み

- ① 一時保護所職員、児童福祉司・児童心理司による日々の面接
- ② 一時保護開始時の児童の意向確認
- ③ 「一時保護所のしおり」に基づく、子どもの権利・意見表明手段の説明
一時保護所の職員や児相の弁護士が担う
- ④ 入所中の定期アンケート
児童の意見・評価を一時保護所の環境改善に活かす
- ⑤ ふりかえりシートの活用
日々の気持ちをふりかえり、自分の気持ちを表明する
- ⑥ アドボケイトによる意見表明支援
独立したアドボケイト(外部弁護士)による取り組み
- ⑦ 意見箱の設置・活用
児童の意見や苦情を把握する取り組み/外部へ繋がる仕組み
- ⑧ 退所時のアンケート
児童の意見・評価を一時保護所の環境改善に活かす
- ⑨ けんりワークの活用
子どもの権利を子ども目線で考えるワーク

子ども発達支援 利用実績

子育て相談課
令和 4 年 5 月 31 日現在

1号館：発達相談

【対象：言語・情緒・行動に発達の課題をかかえる就学前の幼児とその保護者】

【内容：発達相談（発達検査）、専門相談、園巡回相談】

【相談員：心理士、保健師、保育教育土、特別支援教育土、言語聴覚士、作業療法士】

◆利用者数（延べ人数）

①来所相談

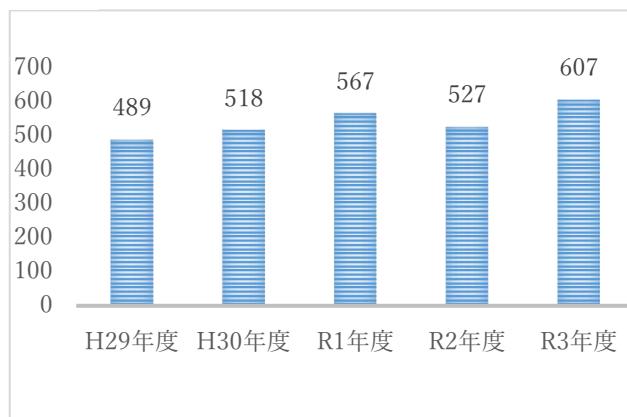
	発達相談	専門相談		合計
		言語聴覚士	作業療法士	
4月	42	9	6	57
5月	55	6	6	67

②所外相談

	園巡回相談	その他	合計
4月	1	0	1
5月	30	2	32

◇（旧）子ども発達センター療育相談利用者数（実人数）

単位:人



◇令和 3 年度 利用者数：年齢別内訳

年齢	実人数
1歳児	1
2歳児	45
3歳児	166
4歳児	250
5歳児	145
合計	607

2号館：発達支援親子教室

【対象：概ね 2~3 歳児とその保護者】

【内容：1 家庭につき、発達段階に応じた遊びの体験、個別相談、座談会など 12 回（3 ヶ月）】

【相談員：保育教育土、心理士】

◆利用者数（延べ）

4月 プレ開催

開所日数	家庭数	人数			
		保護者	対象幼児	きょうだい	合計
6	20	27	21	6	54

5月 ①親子教室

開所日数	家庭数	人数			
		保護者	対象幼児	きょうだい	合計
13	49	49	49	12	110

5月 ②自由通園（土曜日開催）

開所日数	家庭数	人数			
		保護者	対象幼児	きょうだい	合計
4	13	16	13	3	32



地域子育て支援センター「にじいろ」利用実績(子ども育成課)

(令和4年6月10日時点)

地域子育て支援センター【対象:概ね0~3歳児とその保護者】

◆ 利用者数(延べ)

【4月】681人(内、子ども318人、保護者等363人)

【5月】932人(内、子ども438人、保護者等494人)

◆ 新規利用者数

【4月】536人(内、子ども245人、保護者等291人)

【5月】525人(内、子ども236人、保護者等289人)

〈子どもの年齢内訳〉

区分	人数	
	4月	5月
0歳	115	141
1歳	128	186
2歳	54	82
3歳	19	27
その他	2	2
合計	318	438

〈利用者内訳〉

区分	人数	
	4月	5月
広場の中学校区内在住者	28	102
広場の中学校区外在住者	653	830
合計	681	932

〈相談方法〉

区分	件数	
	4月	5月
広場面談	49	71
電話	1	0
メール	0	0
その他	0	0
合計	50	71

〈子育てに関する相談内容〉

【1件の相談に対する相談内容を計上】

区分	件数	
	4月	5月
育児方法	12	17
食事	4	11
睡眠	1	3
病気	0	0
発育	2	5
発達	12	10
教育・進路	6	8
家庭状況	0	2
その他	13	15
合計	50	71

◆ 講座・講習

実施日	講座・講習名	参加者
4月21日	子育て支援アドバイザーさんとあそぼう	12人
5月19日	わらべうたの時間	15人

キッズスペース【対象:概ね0歳~未就学児とその保護者】

◆ 利用者数(延べ)

【4月】994人(内、子ども528人、保護者等466人)

【5月】1,790人(内、子ども931人、保護者等859人)

◆ 新規利用者数

【4月】801人(内、子ども413人、保護者等388人)

【5月】881人(内、子ども424人、保護者等457人)

◆ イベント

実施日	イベント名	参加者
4月24日	大型遊具ぐるりサーキット&バルーン	30人
5月12日	大型絵本とバルーン遊び	25人
6月5日	【大型イベント:春季】 バルーンアートでピエロと遊ぼう!	60人

〈子どもの年齢内訳〉

区分	人数	
	4月	5月
0歳	81	125
1歳	96	202
2歳	187	249
3歳	64	172
4歳	43	98
5歳	47	72
6歳	8	11
その他	2	2
合計	528	931

〈利用者内訳〉

区分	人数	
	4月	5月
広場の中学校区内在住者	78	133
広場の中学校区外在住者	916	1,657
合計	994	1,790

(1) 趣旨

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第12条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を設置し、開催する。

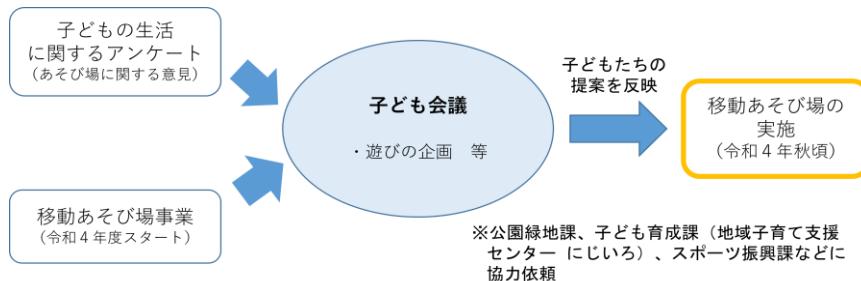
(2) 概要**<テーマ>****「笑顔があふれるあそび場をつくろう！」**

令和4年度に新規事業として「移動あそび場事業」が実施予定であること、そして「子どもの生活に関するアンケート(令和3年11月子ども育成課実施)」において、子どもの居場所やあそび場についての意見が多数寄せられたため、「遊び」をテーマに令和4年度子ども会議を開催する。

移動あそび場で実施する遊びの企画内容などについて提案してもらい、今後のあそび場の運営に活かしていく。令和4年秋に実施予定である移動あそび場には、子どもたちに実際に参加してもらい、提案を実現する。

(参考)子どもの生活に関するアンケートご意見 ※一部抜粋

- ・子どもが遊ぶ環境がもっと増えるといい
- ・子どもが集まりやすく広く整備された公園、公民館（卓球、バドミントン、バスケットボールなど貸し出してプレイできるスペース）、児童館があるといい
- ・お祭りのようなみんなが楽しめる行事にしてほしい
- ・学校の行事とかをもっとたくさんしたい

**令和4年度**

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
		参加者募集		子ども会議 (全5回) + 市長への 意見報告会		移動あそび 場実施 (予定)	

令和4年5月下旬～7月

参加者申込受付

令和4年7月～8月

子ども会議本番（全5回）+ 市長・教育長への意見報告

令和4年秋ごろ

移動あそび場イベントの実施（予定）

(3) 開催日時及び開催方法

回	開催日	開催時間	開催場所
第1回	7月28日(木)	午前10時から正午まで	奈良市役所 北棟2階 202会議室 ※8月1日のみ奈良市子どもセンターで実施。
第2回	8月1日(月)		
第3回	8月2日(火)		
第4回	8月4日(木)		
第5回	8月9日(火)		
市長への意見報告会	8月19日(金)	午後2時30分から4時まで	

※ 子どもたちが参加しやすい夏休み期間を中心に開催する。

※ 5回目のあと、市長・教育長へ提案のプレゼンテーションを行う。

※ 令和4年10月ごろに移動あそび場を実施し、参加者に参加してもらい、提案を実現する。

(4) 参加者

奈良市内に在住又は在学する10歳から17歳までの子ども最大で30名程度を想定する。

なお、応募者多数の場合は抽選とする。

【募集方法】

- ① 奈良市内の各学校(小・中・高等学校等)に参加者募集の案内チラシ・ポスターを配布
- ② 奈良市公式ホームページへの募集記事掲載
- ③ 令和3年度奈良市子ども会議参加者への案内
- ④ 奈良教育大学附属中学校2年生へ個別案内 (SDGs未来都市計画の活動)
- ⑤ 子ども未来部SNSでの発信 等

【応募方法】

奈良市公式ホームページの参加申し込みフォームにアクセスし、以下の必要事項を入力する。
オンラインによる申込ができない場合は、メール、郵送、FAX等で奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。応募締め切りは令和4年7月13日(水)。

(必要事項)

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| ・氏名(ふりがな) | ・年齢 | ・住所 |
| ・電話番号 | ・Eメールアドレス | ・学校名/学年 |

(参考)

令和3年度奈良市子ども会議参加者数	20名
令和2年度奈良市子ども会議参加者数	30名
令和元年度奈良市子ども会議参加者数	22名
平成30年度奈良市子ども会議参加者数	20名
平成29年度奈良市子ども会議参加者数	28名
平成28年度奈良市子ども会議参加者数	37名
平成27年度奈良市子ども会議参加者数	42名

(5) 進行及びサポート

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように、専門のファシリテーターを配置する。

令和4年度奈良市子ども会議ファシリテーター

特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所

関西事務所長 浜田 進士 氏

いかるが子どもの遊び場づくりの会

代表 萩原 有紀 氏

(6) サポーター

子どもたちの補助等を行うサポーターとして、奈良市内に在住又は在学している大学生等を数名程度募集する。サポーターには、謝礼として1日につき3,500円を支払うこととする。

【募集方法】

①令和3年度奈良市子ども会議に参加したサポーターへの案内

②市内の大学等を通じて周知

【応募方法】

次の必要事項を記入し、令和4年7月13日(水)までにメール、郵送、FAX等で奈良市子ども未来部
子ども政策課まで提出。

(必要事項)

- | | |
|-----------|-----------|
| ・住所 | ・電話番号 |
| ・氏名(ふりがな) | ・Eメールアドレス |
| ・年齢 | ・学校名/学年 |

(参考)

令和3年度奈良市子ども会議サポーター参加者数 3名

(7) その他

- ・参加に係る経費（交通費等）として、参加1回につき500円の図書カードを参加者へ配付する。
- ・奈良市子ども会議は、原則的に公開で実施するものとし、参加者には募集段階からその旨を示し、
参加者とその保護者から公開に関する承諾書を提出してもらう。

(参考) 奈良市子ども会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第12条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に關し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであつて、原則として11歳以上18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項の規定に基づき子ども会議において決定する。

(支援)

第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
- (2) 子ども会議への子どもの参加の促進
- (3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

(市長への意見の提出)

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第7条 子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(参考) 奈良市子ども会議実施に関する方針

第1 目的

この方針は、奈良市子ども会議（以下「会議」という。）が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

第2 定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子ども参加者 原則として11歳以上18歳未満であるものを対象に公募等により選考した者をいう。
- (2) ファシリテーター 会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポートー及び市への助言や調整を行う者をいう。
- (3) サポートー 子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

第3 留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポートーとの良好な関係の構築に努めること。
- (2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。
- (3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子ども参加者に過度な負担がかからないように努めること。
- (4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。
- (5) 会議において知り得た子ども参加者の個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

第4 市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

第5 提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

第6 公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

附 則

この方針は、平成27年6月4日から施行する。

2022年

資料4－2

奈良市子ども会議

会議テーマ

えがお
笑顔があふれるあそび場をつくろう！

ファシリテーター： 浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所長）

萩原 有紀（いかるが子どもの遊び場づくりの会 代表）

みなさんは、ふだんどんな〈あそび〉をしていますか？ みなさんが好きな〈あそび〉は何でしょうか？

今、奈良市では「移動あそび場イベント」を計画しています★
「移動あそび場」とは、市内の公園や施設などに移動式遊具を持ちこんで楽しくあそべる場所のこと！

第1回目のあそび場イベントの開催場所は「ロート奈良鴻ノ池パーク」を予定しています☺

そこで、今年の子ども会議ではみんなが「楽しい！」と思う〈あそび〉について話し合い、
考えた提案を「移動あそび場イベント」で実現したいと考えています。

みんなでいっしょに、奈良市のあそび場をつくってみませんか？



※2021年子ども会議の
内容など詳しくはこちら

2019年・2021年奈良市子ども会議の様子

開催日時

【全5回】すべて午前10時～正午まで

- ①7月28日(木)
- ②8月 1日(月)
- ③8月 2日(火)
- ④8月 4日(木)
- ⑤8月 9日(火)

子ども会議とは？

子どもたちみんなが
自由に意見を伝えることができる場所！
いろんな学校や学年の
お友だちと交流できるよ♪

※グループに分かれて話し合いを進めていきますので、なるべくすべての回に出席すること
がのぞましいです。

※全5回の日程終了後に、参加者のみなさんから奈良市長への報告会を開催する予定です。

(申込については裏面へ)

会場

奈良市役所 北棟2階【202会議室】

(8月1日のみ奈良市子どもセンターで開催)

※感染防止対策を行ったうえで開催。



応募できる人

奈良市内に在住または在学している10歳から17歳までの人は。

(年齢は2022年4月1日現在。) 募集人数は30名程度。

応募方法

下記QRコードを読み取り、参加申込フォームから必要事項を入力してお申し込みください。

上記の方法が難しい場合は、下記の応募用紙を記入して、メール・郵送・FAXのいずれかの方法でお申し込みください。※メールでの応募は応募用紙にある必要事項を本文に入力して送信してください。

メール・郵送・FAXで申込される場合の宛先

奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4792 FAX：0742-34-4798

メール：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



参加申込フォーム
から応募される場合
はQRコードをスキャン
してください。

応募締切

2022年7月13日(水)まで ※郵送の場合は必着

※応募者多数の場合は抽選になります。(抽選の結果は応募締切後に応募者全員に連絡します。)

奈良市子ども会議 応募用紙

氏名（ふりがな）：

年齢：歳

学校名：

学年：年

住所：〒 -

電話番号：- -

メールアドレス：

ご応募の理由があればご記入ください。

※奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を奈良市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますのでご了承くださいますようお願いいたします。（後日、参加者ご本人と保護者様には承諾書にご署名いただきます。）

※コロナウイルス感染拡大の影響等により開催内容が変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※会場には傍聴席を設けておりますので、保護者の方は見学可能です。（未就学児同伴可）

ご応募ありがとうございます。

1 実施概要

本市では平成31年に実施した「奈良市子育てに関するニーズ調査」において、子どもの居場所や遊び場がないといった意見が多く、「子どもにやさしいまちだと感じる条件」についても「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場がある」が最も多い回答となっている。また、平成25年から毎年行っているアンケート調査でも毎回子どもの遊び場に対する要望がある。

そのため、未就学児・就学児とその保護者を対象とした「移動あそび場事業」を実施し、市内の公園やスポーツ施設などに遊具を持込み、子どもたちに多様な遊び場を提供することで、子育て世代のニーズに応え、子どもにやさしいまちづくりを推進する。

令和4年度は実施初年度となるため、事業の課題抽出を行い、PDCAにより来年度以降の継続的な取り組みとしていく。

2 「移動あそび場」とは

「移動あそび場」とは、主に車(プレイカー)やリヤカーなどに様々なおもちゃや遊具を搭載し、道や駐車場、広場などに運び、あそび場に変化させることで、子どもたちが自由に遊べる場や機会をつくることである。「移動あそび場」は「プレイバス」と呼ばれることもあり、起源は1960年代にロンドンやミュンヘンで生まれ、70年代に発展した遊びの出前サービスといわれている。

現在、日本でもNPO法人などを中心に展開されており、自治体では、岡山県瀬戸内市や北海道札幌市等で実施されている。自治体により事業内容は様々だが、瀬戸内市では「こどもひろば推進事業」として業務の一部を瀬戸内市社会福祉協議会に委託しており、市内のこども園、保育所、コミュニティセンター等にプレイカーが出向き、子どもたちに遊びの場を提供している。

